

電子投票導入の手引き

平成 17 年 5 月

総 務 省

目 次

第1章	目的と性格	1
1.	目的と性格	1
2.	全体構成	1
第2章	電子投票の手引き	3
1.	実施に向けた準備	3
1. 1.	条例・規程の制定	3
1. 1. 1.	条例の制定	3
1. 1. 2.	規程の制定	6
1. 2.	調達	7
1. 2. 1.	機器の調達方法の検討	7
1. 2. 2.	機器仕様の決定	8
1. 2. 3.	必要な電子投票機台数の算出	10
1. 2. 4.	機器（事業者）の選定方式の検討	12
1. 2. 5.	契約内容の検討	14
1. 2. 6.	機器（事業者）の選定	15
1. 2. 7.	電子投票機の指定及び告示	18
1. 3.	住民への啓発	19
1. 3. 1.	選挙啓発・模擬投票	19
1. 3. 2.	模擬投票の実施	22
1. 4.	投開票所調査	25
1. 4. 1.	投開票所の調査	25
1. 4. 2.	投開票所のレイアウトの確定	26
1. 5.	機器検査	29
1. 5. 1.	機器の検査計画	29
1. 5. 2.	ベンダーによる検査	30
1. 5. 3.	選挙管理委員会の立会いにより行うべき検査	31
1. 6.	執行体制・職員研修	32
1. 6. 1.	機器操作マニュアルの策定・運用規程の策定	32
1. 6. 2.	選挙期間中の体制の検討	33
1. 6. 3.	職員研修の実施	35
1. 6. 4.	運用の確認（実地リハーサル）	37
2.	候補者情報作成と期日前投票	38
2. 1.	候補者情報作成	38
2. 1. 1.	画面情報・音声情報の作成	38

2. 2.	期日前投票	41
2. 2. 1.	期日前投票の運用	41
2. 2. 2.	補充立候補等の特例	44
2. 2. 3.	期日前投票の終了	45
3.	投票	46
3. 1.	前日までの準備	46
3. 1. 1.	機材保管場所の確保	46
3. 1. 2.	前日準備（物品チェック、投票所資材の配布・搬送）	47
3. 1. 3.	機器の搬入・設置	48
3. 1. 4.	連絡体制の確認	50
3. 2.	投票所の開所とゼロ票確認	51
3. 2. 1.	開所前の最終確認	51
3. 2. 2.	ゼロ票確認	52
3. 3.	投票カードの交付	54
3. 3. 1.	投票カードの交付・返却	54
3. 4.	選挙人の操作の支援	55
3. 4. 1.	操作方法の説明	55
3. 4. 2.	投票の支援	57
3. 4. 3.	機器の清掃	60
3. 5.	トラブル時の対応	61
3. 5. 1.	当日のトラブル対応方策	61
3. 6.	投票の終了	63
3. 6. 1.	記録媒体の取り出し・封印等	63
3. 7.	記録媒体の送致	65
3. 7. 1.	開票所への送致	65
4.	開票	67
4. 1.	開票・集計	67
4. 1. 1.	記録媒体の到着確認	67
4. 1. 2.	開票の実施	68
4. 1. 3.	開票時のトラブル対応	70
5.	選挙後	71
5. 1.	記録媒体等の保管	71
5. 1. 1.	記録媒体の保管	71
5. 1. 2.	機器等の保管	72
第3章	効果的な推進に向けて	73
1.	住民の意向の把握	73

1. 1.	アンケートなどの活用	73
2.	総合的な計画の推進	73
2. 1.	総合計画や情報化計画への位置付け	73
2. 2.	計画的な推進	73
2. 3.	十分なスケジュールの確保	73
3.	庁内の体制整備	73
4.	効果分析	74

第1章 目的と性格

1. 目的と性格

電磁記録投票法が成立してから、現在（平成17年5月）まで、全国で10の地方公共団体において、電磁的記録式投票（いわゆる電子投票）による選挙が実施されており、今後も、多くの団体において導入が予想される。

しかしながら、電子投票による選挙の手順は、自書式投票による選挙と異なる点が少なくなく、各地方公共団体における手順検討等の負担が導入に当たっての障害となっているとの指摘があった。また、いくつかの電子投票による選挙ではトラブルが発生したが、管理執行面の対応によって回避または軽減できたものも少なかった。

この手引きは、我が国における先進事例等を参考にしながら、電子投票による選挙の手順を明らかにして、電子投票をこれから導入しようとする地方公共団体の負担を軽減するとともに、管理執行上の留意点を整理し、トラブルの回避を図ることを目的としている。

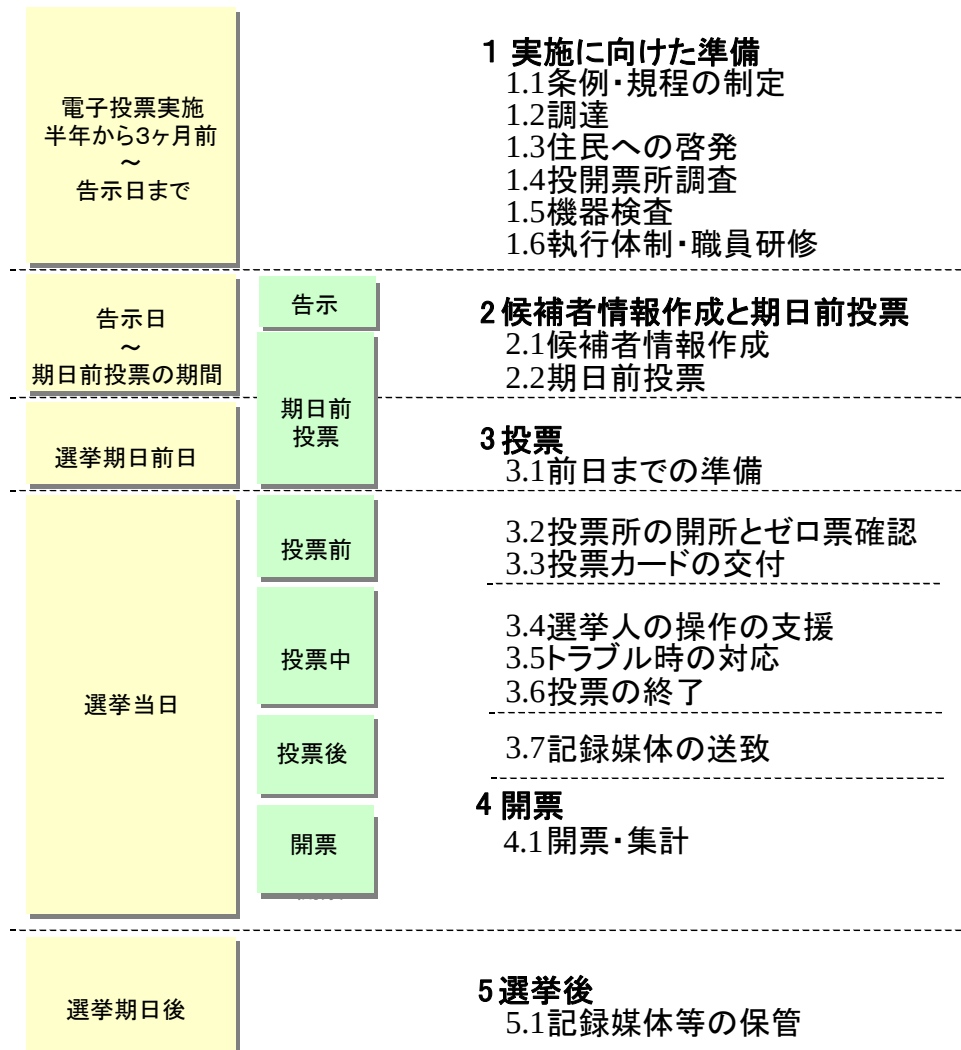
もとより、この手引きは標準的な手順等を記述したものであり、地方公共団体の規模や地域特性に応じて、適宜見直しをかけて利用されることが望ましい。

なお、電子投票導入による選挙にあっても、不在者投票、点字投票などごく一部の投票は紙による投票となるため、これらに対応した準備も並行して行う必要がある。

2. 全体構成

この手引きは、大きく5つの部分から構成されている。導入から実施までの一連の作業行程を、「実施に向けた準備（電子投票実施の半年から3ヶ月程度前～告示日まで）」、「候補者情報作成と期日前投票（告示日～期日前投票の期間）」、「投票（選挙期日前日～選挙当日）」、「開票（選挙当日）」、「選挙後（選挙期日後）」の5つの時期に分けて、それぞれの期間において実施すべき事項を中心に取りまとめた。

図表 全体構成



第2章 電子投票の手引き

1. 実施に向けた準備

1. 1. 条例・規程の制定

1. 1. 1. 条例の制定

【チェックポイント】

1. 電磁記録投票法の規定に基づき条例を制定すること
2. 条例では、電子投票機を使用して投票を行うこと、対象とする選挙の種類、対象とする区域（指定都市及び都道府県の条例に限る。）、電子投票機において表示すべき事項の表示の方法について規定すること
3. 条例の制定から選挙期日まで3か月から6か月程度の期間が確保できるよう、議会への提案を行うこと
4. 任期満了によらない選挙（議会の解散等）も想定して、条例を制定、施行すること

【解説】

1. 電磁記録投票法は、地方公共団体が自らの判断と責任において電子投票を導入するという趣旨から、当該地方公共団体が条例で定めるところにより、電子投票を行うことができることとしている（第3条）。
2. 条例では、①電子投票機を使用して投票を行うこと、②対象とする選挙の種類、③指定都市の選挙において電子投票を実施しない区がある場合は当該区、④都道府県の選挙においては、実施対象市区町村（区の一部のみで電子投票を実施する指定都市を対象としたときは、更に実施対象区）を条例で定めることとなる。また、電子投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とされているが、その表示すべき事項の表示方法についての必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙においては都道府県が、市区町村の議会議員又は長の選挙については市区町村が、それぞれ条例で定めることになる（第5条）。なお、法律に反しない範囲であれば、これ以外の事項を規定することは差し支えない。

<規定事項の内容>

①電子投票機を使用して投票を行うこと

当該地方公共団体の選挙における投票は電子投票機を使用する方法によるものとするを規定する。

②対象とする選挙

電子投票の対象となる選挙の種類を規定する。当該地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のいずれかを対象とすることや、任期満了による選挙あるいは

補欠選挙等だけを対象とすることも可能である。

③指定都市の選挙において、電子投票を実施しない区がある場合は当該区

指定都市の選挙については、区を単位として電子投票が導入できることから、電子投票を実施しない区を条例で規定する。

④都道府県の選挙においては、実施対象市区町村（区の一部のみで電子投票を実施する指定都市を対象としたときは、更に実施対象区）

都道府県の選挙において電子投票を導入する場合、電子投票を実施する区域の市区町村が自らの選挙において電子投票を導入するための条例を制定していることを条件としている。都道府県は、電子投票を行う条例を定めた市区町村のうちから、当該都道府県の選挙において電子投票を行う市区町村を条例で定める必要がある。

3. 予算の執行や電子投票機の調達等は、条例の制定以降に行うこととなる。したがって、導入準備作業に支障を来さないよう、ある程度の時間的余裕をもって条例を制定する必要がある。ただし、調達のための調査、検証・テスト等は、条例制定以前でも可能である。

4. 条例を施行した場合には、対象となる選挙は全て電子投票により行うこととなるため、任期満了以外の事由による選挙についても想定しておく必要があるが、条例制定にあたって対象となる選挙を任期満了による選挙に限ることも可能である。また、予定される国選選挙や都道府県の選挙も勘案して、条例の公布や施行日を設定することが望ましい。

【実施例】

広島市等の条例においては、条例の施行日を公布の日から一定期間置いた日とし、施行日以降にその期日を告示される選挙から条例を適用すると規定している。

図表 これまでの実施団体の条例制定から選挙期日までの期間の一覧

団体名	電子投票条例制定時期	電子投票実施日	公布後	施行後
岡山県新見市	平成 14 年 3 月 25 日公布 平成 14 年 6 月 1 日施行 平成 17 年 3 月 31 日条例失効	平成 14 年 6 月 23 日(日)	90 日	22 日
広島県広島市	平成 14 年 10 月 3 日公布 平成 15 年 1 月 1 日施行	平成 15 年 2 月 2 日(日)	122 日	32 日
宮城県白石市	平成 14 年 9 月 26 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行	平成 15 年 4 月 27 日(日)	213 日	26 日
福井県鯖江市	平成 15 年 3 月 26 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行 平成 16 年 9 月 2 日条例廃止	平成 15 年 7 月 6 日(日)	102 日	96 日
岐阜県可児市	平成 15 年 3 月 24 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行	平成 15 年 7 月 20 日(日)	118 日	110 日
福島県大玉村	平成 14 年 12 月 13 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行	平成 15 年 8 月 3 日(日)	233 日	124 日
岡山県	平成 14 年 12 月 20 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行 平成 17 年 5 月 16 日条例廃止	平成 16 年 10 月 24 日(日)	674 日	572 日
神奈川県海老名市	平成 15 年 6 月 13 日公布 平成 15 年 6 月 13 日施行	平成 15 年 11 月 9 日(日)	149 日	149 日
青森県六戸町	平成 15 年 9 月 24 日公布 平成 15 年 12 月 1 日施行	平成 16 年 1 月 18 日(日)	116 日	48 日
京都府京都市	平成 15 年 10 月 20 日公布 平成 15 年 12 月 1 日施行	平成 16 年 2 月 8 日(日)	111 日	69 日
三重県四日市市	平成 16 年 3 月 29 日公布 平成 16 年 11 月 1 日施行	平成 16 年 11 月 28 日(日)	244 日	27 日
三重県	平成 16 年 10 月 19 日公布 平成 16 年 11 月 19 日施行 平成 17 年 3 月 31 日条例失効	—	—	—

【参考】

- 資料 1 「岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」(岡山県)
- 資料 2 「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」(広島市)

1. 1. 2. 規程の制定

[チェックポイント]

1. 条例で定めるべき事項以外に電子投票の実施に関し必要のある事項については選挙管理委員会の規程で定めること
2. 規程は、電子投票機の選定状況を勘案しながら、条例の制定後なるべくすみやかに制定すること
3. 市区町村選挙において電子投票を行う場合は、投票所における氏名等掲示に関し必要な事項は、市区町村選挙管理委員会が定めること

[解説]

1. 条例で定めなければならない事項以外に、電子投票に関し必要な事項については、条例の委任に基づき、選挙管理委員会が規程において定める。
2. 規程は、先に定めた条例の施行に関し必要な事項を定めるものであり、条例の制定後なるべく早い時期に制定することが望ましい。当該規程では電子投票機の画面における公職の候補者の氏名等の表示方法や電子投票機の告示様式などを定める。
3. 電子投票を行う選挙においても、公職選挙法第175条第1項等の規定に基づき氏名掲示を行うこととなるが、電磁記録投票法は、市区町村選挙において電子投票を行う場合は、投票所における氏名等掲示に関し必要な事項は、市区町村の選挙管理委員会が定めることとしている（第15条）。

[実施例]

新見市では、電子投票の実施の細目について選挙管理委員会規程が定められた。電子投票機における候補者の氏名等の表示と投票所の氏名等掲示に関する様式及び党派名が20字を超える場合は20字以内の略称（公職選挙法施行令第89条第4項）を使用、音声による候補者の氏名等の表示を行う場合は整理番号を付与し、電磁記録投票法第10条の記録媒体の複写の時期等についても定めを置いている。

[参考]

- 資料3 「新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する規程」（新見市）
- 資料4 「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」（広島市）

1. 2. 調達

1. 2. 1. 機器の調達方法の検討

[チェックポイント]

1. 電子投票機器の調達方法については、機器の保管場所、定期保守、システム改良時への対応等を勘案し、最も有効かつ合理的な方法を採用すること

[解説]

1. 調達方法として、以下のような方法が考えられる。機器の利用期間が短期間であるという電子投票の特殊性や、初期コストの軽減、機器の保守管理、将来の技術進歩への対応等の理由から、これまで導入した12の事例では、すべてレンタル方式が採用されている。なお、アメリカでは現在購入方式が主流であり、電子投票の導入時に、その時点での環境にあわせた調達方法の検討が必要である。

図表 調達方法

名称	内容
レンタル方式	電子投票機を当該選挙の必要期間賃貸借する。
リース方式	電子投票機をリース契約により複数年間賃貸借する。
購入方式	電子投票機を当該団体の資産として購入する。

[実施例]

新見市では、当初購入方式で検討していたが、以下の理由により、レンタル方式に変更した。

- ・購入に比べて初期費用が安価であること
- ・購入した場合、機器の保管・点検に課題があること
- ・技術革新のスピードが特に早い分野であること

白石市では、当初購入方式を採用する方針であった。しかし、「電子投票機選考委員会」において、技術革新のスピードが特に早い分野であることから、当面レンタル方式で導入すべきであるとの付帯決議がなされ、レンタル方式に変更した。

1. 2. 2. 機器仕様の決定

[チェックポイント]

1. 機器仕様書には、法令、技術的条件との適合を明記すること
2. 過去の事例を参考に機器仕様を検討すること
3. 必要に応じて実機をチェックするなどの方法で、機能の良し悪しを具体的に見定めながら検討を行うこと
4. 当該団体における温湿度、雷発生頻度等の環境条件や停電等の運用上のリスクを想定し、その対応策を検討して、仕様に盛り込むこと

[解説]

1. 機器の調達仕様書には、電磁記録投票法第4条に規定する条件を満たすとともに、「電子投票システムに関する技術的条件」（平成14年2月：電子機器利用による選挙システム研究会）（以下「技術的条件」という。）に適合していることを明記すること。
なお、他の自治体で発生した電子投票のトラブルにおける技術的問題については、その問題の解決方法を具体的に確認する必要がある。
2. 既に相当数の電子投票の導入事例があることから、各団体の機器仕様を参考とし、仕様書に盛り込むべき事項や内容を検討する。
3. これまでに開発された電子投票機には、スタンドアローン方式、クライアント・サーバー方式がある。それぞれにメリット、デメリットがあるので、両者とも採用可能とするのか、いずれかのみ採用可能にするのか、両者の特性を考慮しながら検討を行うこと。特に、障害発生時の技術的な対応策は重要であり、障害発生時に投票が完了しているか否かを判別する方法について確認しておく必要がある。

図表 クライアント・サーバー方式とスタンドアローン方式の比較表

	クライアント・サーバー方式	スタンドアローン方式
記録媒体	投票所ごとに投票データを集約できるため、記録媒体数が少なくすむ。従って開票時間の大幅な短縮が見込める。	投票端末の数だけ、記録媒体が必要となる。
設置の容易さ	LAN配線等の設置作業が必要。	電源コンセントに電源プラグを差し込むのみ。
トラブル対応	障害の発生した機器を交換するだけで対応できる。しかし、サーバーに障害が発生した場合は、復旧するまで投票が中断される可能性がある。	障害の発生した機器を交換するだけで対応できる。

また、必要に応じてベンダーにデモを依頼するなどの方法で、動作、性能を実際に検証すること。例えば、以下のような事項については、各社で違いがある。

- ・投票カードの種類

- ・記録媒体
- ・投票カードの発券及び投票機への挿入の方法
- ・異常発生時の投票管理者への通報方法
- ・異常発生時の投票記録確認装置
- ・操作時の音声ガイダンスの有無
- ・音声投票の方法（表示・操作）の違い
- ・候補者情報の登録の方法
- ・使用電力量と内蔵バッテリー容量の違い

4. 技術的条件を踏まえた上で、各団体の実情に合わせたリスク分析を行い、機器仕様に反映すること。例えば、室温が高くなる地域では、動作環境に十分な配慮が必要である。また、雷の発生頻度が高い地域では、落雷対策に配慮が必要である。機器仕様検討時に運用面での対応策もあわせて検討し、総合的な安全対策を明確にすることが望ましい。

【実施例】

仕様決定前に各団体とも、電子投票システムを扱う複数のベンダーに機器のデモを依頼し、仕様検討の参考としている。その際に、住民の協力(特に高齢者、障害者)を得て、使いやすさを判断している。

各団体とも、電磁記録投票法第4条に規定する条件を満たすことはもとより、技術的条件との適合を求めており、各社より、適合を確認するための資料の提出を求めている。

白石市、大玉村では、クライアント・サーバー方式、スタンドアローン方式を比較し、スタンドアローン方式を採用することとした。可児市では、比較的有権者数が多いことからクライアント・サーバー方式を採用することとした。広島市等では、クライアント・サーバー方式、スタンドアローン方式のどちらでも採用可能な仕様とした。

海老名市では、記録媒体の数を削減し、開票の迅速化を図るためクライアント・サーバー方式を導入した。クライアント・サーバー方式では、サーバーダウン時の選挙事務継続に不安があるため、サーバーを二重化するとともに、各投票所に予備機としてスタンドアローン機も設置した。

各団体とも、停電時の電源バックアップのため、内蔵電池の容量も勘案し、投票所に発動発電機、または車載バッテリーから電源を確保するためのインバーター装置(交流電源変換機)を配備した。

大玉村では、夏場の選挙であったため、温度条件に注意するとともに、雷の発生頻度が高いため、雷発生時には、発動発電機に切り替えることを前提とした。

【参考】

資料9 「広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書」

1. 2. 3. 必要な電子投票機台数の算出

[チェックポイント]

1. 過去の選挙データ（1 投票所当たりの有権者数、ピーク時集中率、投票率等）を基に、待ち行列計算式等を用いて必要な電子投票機台数を算出すること
2. 視覚障害者等に対応した電子投票機についても必要台数を確保すること
3. トラブル発生時の予備機や模擬投票用投票機など、投票所又は期日前投票所で使用する投票機以外に必要な台数についても考慮すること

[解説]

1. 電子投票に係る経費の算出や調達のために、早い時期に電子投票機の設置台数を決定する必要がある。投票所における設置台数は、過去の選挙データを基に、待ち行列計算式等により求める方法もある。ただし、これは、ある一定のモデル的な条件下での計算となるため、ごく短時間に来所が集中するような場合には注意が必要である。また、これまでの実施団体の導入実績台数を参考にする方法もあるが、対象とする選挙が違う場合や、地域によって投票時間帯の分布には大きく差異があることにも留意する必要がある。一般に都市圏では、午後、夜間の投票者が多く、地方部では、早朝の投票者が多い傾向がある。
2. 視覚障害者等が電子投票機を自ら操作して投票できるよう、音声等により候補者情報を表示する機能を備えた電子投票機を指定するとともに、所要の台数を準備すること。なお、これらの機能を有した電子投票機は通常の電子投票機と兼用可能となっている場合が多い。
3. 投票所及び期日前投票所で必要な電子投票機以外に、トラブル発生時に配備する予備機や模擬投票用の電子投票機の台数も考慮に入れる必要がある。

[実施例]

新見市においては、実際の設置台数 111 台に対して、上記の待ち行列式の計算結果は 108 台であった。新見市では選挙事務執行上の支障は特になく、待ち行列式による計算の一定の有効性が検証されている。

[待ち行列の計算式]

各投票所において選挙人が許容できると考えられる平均待ち時間(W)以下になるよう、投票機の台数を用意する。

○条件:M/M/n モデルとする

- ・選挙人の到着分布:ポアソン分布
- ・1回の投票に必要な時間の分布:指数分布

○平均待ち時間:W

$$W = h \times M(o) / (c - a)$$

h:1人1回あたりの投票の所要時間 M(o):待ち率
c:投票端末台数 a:一定単位時間における来所者数

○待ち率:M(o)

$$M(o) = c \times Ec(a) / c - a (1 - Ec(a))$$

Ec(a):あふれ率(投票端末からあふれる人の割合)

○あふれ率:Ec(a)

$$Ec(a) = (a^c / c!) / \sum_{i=0}^c (a^i / i!)$$

[参考]

資料 14 「ピーク時における投票カード発券機数及び投票機数」(新見市)

1. 2. 4. 機器（事業者）の選定方式の検討

[チェックポイント]

1. 電子投票システムの選定に当たっては、公正性、透明性を確保し、選定すること
2. 価格面だけでなく信頼性の確保等、電子投票機に求められる要件の確保にも留意し、指名競争入札や総合評価制度、プロポーザル等の方式を考慮の上、選定方法を決定すること

[解説]

1. 電子投票システムの選定に当たっては、選考委員会等を設置するなど、技術的条件との照合や管理執行面での検討を行った上で明瞭な基準により判断すること。
2. 選挙の公正かつ適正な管理執行の観点から、電子投票システムには安全性、信頼性の確保が必要である。事前審査を行い、適格者のみを対象に指名競争入札により選定する方法や総合評価、プロポーザル等の方式により選定する方法等も検討すること。

[実施例]

各団体の選定方法は次頁のとおりである。

図表 各団体の機器（事業者）選定方法

団体	選定方法	備考
新見市	指名競争入札	5社から提案を受け、選考会で選定した2社により入札
広島市	指名競争入札	委員会において4社を選定し、3社(1社辞退)により入札
鯖江市	指名競争入札	選定委員会において入札対象機器を決定、該当機器を保有している複数社により入札
白石市	指名競争入札	選考委員会において6社を選定し、入札
可児市	随意契約	選考委員会において5社をプロポーザル方式で選考の上、1社と随意契約
大玉村	随意契約	審査委員会において5社を選定(3社辞退)し、プロポーザル方式で選考の上、1社と随意契約
海老名市	指名競争入札	6社から提案を受け、選考会で選定した3社により入札
六戸町	指名競争入札	町より5社に提案を依頼し、3社から提案を受け(2社辞退)、選考会で審査し入札
京都市	一般競争入札	公告前に実績のある業者(3社)を集め体験会を実施し、仕様書決定の参考とした上で入札
新見市 (県知事選)	随意契約	過去の実績から、1社を指名し随意契約
白石市	随意契約	スタンドアローン型で実績のあること、投票カード全体を吸い込むこと(トラブル防止)、見積額が低額、市民や職員が経験済みでスムーズな執行を見込めることなどの理由により、1社と随意契約
四日市市	指名競争入札	5社から提案を受け、選考会で選定した3社により入札

1. 2. 5. 契約内容の検討

【チェックポイント】

1. 無投票となるケースも想定し契約金額を変更できるようにするなど、契約内容を検討すること
2. 検査の結果、不具合が見つかった場合や、技術的条件への不適合が見つかった場合には改善を命ずることができる条項を契約文面上に盛り込むこと
3. レンタル方式で調達する場合、選挙に関する異議の申出に対応できるように、電子投票機のレンタル期間を決定すること

【解説】

1. 無投票が想定される場合でも、事前の準備作業が必要となるため、その確定前に契約を締結することが必要である。その場合、無投票になった場合と投票を実施した場合に分けて契約金額を決めたり、無投票になった時に不要となるものは告示日まで調達しないようにしたり、契約内容を細分化して発注するといった方法が考えられる。
2. 契約書には、機器が技術的条件に適合しているべき旨を記述することが必要である。契約後、機器選定時に見出せなかった不具合が発見された場合、スケジュール上、契約を解除し、再調達を行うことが困難な事態が想定される。このようなケースに備え、改善指示が可能な文面としておくことが適当である。
3. レンタル方式で調達する場合、選挙に関する異議の申出の審理の過程で電子投票機の動作確認等を行わなければならない事態を想定し、レンタル期間を決定すること。

【実施例】

新見市では、平成 15 年 4 月の岡山県議選の際に無投票となる可能性が見込まれたので、以下のような契約とした。

- ・投票が行われる場合と、無投票の場合を想定して、契約額を 2 本立てとした。
- ・キャンセル時の搬送コストを省くために、投票日当日に使用する実機については告示日以降に搬入する、という取り決めにした。

なお、機器の故障、システムの異常等が原因で再投票を行う必要が生じた場合には、再投票に係る電子投票システムの費用はベンダーが負担することを、ほとんどの導入自治体が契約書面に盛り込んでいる。

【参考】資料 9 「広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書」

1. 2. 6. 機器（事業者）の選定

[チェックポイント]

1. 法令及び技術的条件への適合を確認すること
2. 公正・適正な選挙事務執行、調達の透明性確保のため、選考基準を明確化すること
3. 機器選定に当たっては、障害者や高齢者の利用を考慮すること
4. 過去に発生したトラブルについては、その防止・対応策について説明を求めること

[解説]

1. ベンダーに対し、自己検査証明書等や技術的条件に適合していることの確認資料の提示を求め、疑義がある場合には必ず確認を行うこと。
2. 選挙の公正かつ適正な執行の観点から、調達の公正性と透明性の確保のため、選考の基準を明確化することが必要である。また、当該選考基準については事後に公開することが望ましい。
3. 自書が困難な選挙人の投票を容易にする、という電子投票のメリットが発揮できるよう、障害者、高齢者の利用を考慮した選定項目を検討すること。また、障害者、高齢者の意見が反映されるよう選定委員の選任等に留意すること。
4. 電子投票機の信頼性の評価においては、これまでの電子投票による選挙におけるトラブル発生状況が有益な情報であることから、同様なトラブルの発生を防ぐため十分な対策が講じられているかベンダーに対し説明を求めるとともに、実機によるチェックも行うこと。

【実施例】

図表 主な評価項目・基準例

団体	選定項目・基準
新見市	・導入後の支援体制 ・故障箇所の容易な特定 ・投票機器放置の防止 ・投票内容から選挙人を特定されない方法 ・停電対策 ・明瞭な投票の終了の表示 ・全体的な画面構成の評価 ・候補者が一画面に入らない場合の対策 ・大きさ、重量等扱いやすさ
大玉村	・投票機の形状、大きさ、扱い易さ、設置時間等について ・投票機の操作性、見やすさ、処理速度、バリアフリー化について ・投票データ記録の確実性及びデータ移送時の保護対策について ・開票サーバーの形状、大きさ、操作性、設置時間等について ・投開票システム、画面等変更の自在性及び要求の反映について ・事前啓発、投開票所設営及び選挙当日の技術的、人的支援体制について ・投開票日のトラブル対策、危機管理及びバックアップ体制について ・法令等及び技術的条件の理解及び具備について

【参考】

図表 過去の電子投票のトラブル事例

団体名	選挙 種別	選挙 期日	有権者数	投票 所数	投票 機数	開発 業者名	トラブル事例
新見市	市長 市議	14. 6. 23	19,381	43	154	電子投票普及 協業組合	・投票機が投票カードを読まなくなった(2件)。 ・投票カードの発券機の操作手順の誤りにより投票開始が遅れた。(1件) ・選挙人から0票確認を受けることなく、投票機を投票可能状態にした。(1件)
広島市 (安芸区)	市長	15. 2. 2	58,748	17	110	電子投票普及 協業組合	・複写用記録媒体に投票データが記録できなくなった(原本は正常)。(1件) ・選挙人から0票確認を受けることなく、投票機を投票可能状態にした。(1件)
白石市	市議	15. 4. 27	32,274	38	110	東芝 ソリューション	・選挙人が投票中に画面が先に進まなくなった。(1件) ・選挙人が投票カードを挿入口に強く押し込んだため、カードが詰まって返却されなくなった。(4件)
鯖江市	市議	15. 7. 6	51,337	18	109	電子投票普及 協業組合	・トラブル報告なし
可児市	市議	15. 7. 20	72,144	29	189	ムサシ (富士通)	・投票データを記録するMOユニットの加熱によりサーバーが停止し、一時的に全投票所で投票機が投票できない状態となった。
大玉村	村議	15. 8. 3	6,637	6	24	NTT 東日本	・投票機が投票カードを認識しなくなった。(1件) ・投票カードが使用不能になった。(6件)
海老名市	市長 市議	15. 11. 9	94,873	21	200	NTT 東日本	・投票端末と投票データを記録するサーバー間の回線接続不良によりサーバーが一時的に停止した(4件)。 ・投票機が投票カードを認識しなくなった。(19件) ・投票カードが使用不能になった。(58件)
六戸町	町長	16. 1. 18	8,917	10	46	電子投票普及 協業組合	・トラブル報告なし
京都市 (東山区)	市長	16. 2. 8	35,667	13	84	電子投票普及 協業組合	・トラブル報告なし
岡山県 (新見市)	知事	16. 10. 24	19,155	43	121	電子投票普及 協業組合	・選挙人がカードを挿入した際に電子投票機が故障し、投票できなくなった。(1件)
白石市	市長	16. 10. 31	32,776	38	113	東芝 ソリューション	・記録媒体に不要なデータが入っていたため、投票機が立ち上がらなかった。(62台) ・選挙人がカードを挿入した際にエラーが表示され、挿入できなくなった。(1件)
四日市市	市長 市議補	16. 11. 28	228,658	56	441	電子投票普及 協業組合	・投票開始前に投票機が故障し起動できなかった。(1件)

1. 2. 7. 電子投票機の指定及び告示

[チェックポイント]

1. 選定した電子投票機について、当該選挙の告示日までに、定められた手続きに基づき、型式、構造、機能及び操作の方法を告示すること

[解説]

1. 電磁記録投票法第6条の規定に基づき、市区町村の選挙管理委員会は電子投票機を指定し、告示する必要がある（都道府県の選挙においては、都道府県選挙管理委員会に協議し、その同意を得た上で市区町村選挙管理委員会が指定・告示する）。告示の内容は、型式、構造、機能、操作の方法の4点である。

[実施例]

新見市の告示の内容は概ね次のとおりであった。

第1 型式

スタンドアローン型電子投票機 VT-25

スタンドアローン型電子投票機 VT-25B

（音声による候補者の氏名等の表示機能を備えたもの）

第2 構造

投票機本体の素材、ネジの非露出、記録媒体収納部分、記録媒体、ICカード、発券機、投票機動作状態表示灯などについて規定。

第3 機能

投票の資格確認、候補者の選択、投票内容の記録、音声表示、操作ログの保存、停電対策等について規定。

第4 操作の方法

基本的操作方法、音声表示による候補者の氏名等の表示による投票、2つ以上の選挙が同時に執行され、いずれか一方の投票を行わない場合の3つに分けて規定。

[参考]

- 資料5 「新見市議会の議員及び新見市長の選挙において使用する電磁的記録式投票機の指定に関する告示」（新見市）

1. 3. 住民への啓発

1. 3. 1. 選挙啓発・模擬投票

[チェックポイント]

1. 模擬投票、パンフレットの作成等、電子投票の啓発のための全体計画や推進体制を整えること
2. 電子投票の啓発に当たっては、選挙人(特に高齢者)に電子投票機に直接触れてもらうこと(模擬投票)を重視すること
3. 報道機関への情報提供を積極的に行い、報道機関を通じて、電子投票をアピールする機会を多くすること
4. 投票データの記録や集計方法、自書式投票では使用しない投票カードの取扱い、投票しないで終了する方法等の説明も併せて行うこと
5. 機械の操作に不慣れな人でも簡単に投票できる旨説明するとともに、操作補助制度についても説明すること

[解説]

1. 電子投票という新たな投票方法を選挙人に周知するために、啓発活動を効果的に進めていくための総合的な計画を策定し、推進体制を整えること。
2. 啓発の推進に当たっては、地域の状況に応じて、なるべく多くの選挙人が実際に電子投票機に触れる機会(模擬投票等)をできる限り確保すること。
3. 多くの住民に、電子投票が行われるということを認知してもらうために、報道機関に対しての情報提供を積極的に行うこと。
4. 選挙啓発においては、単に選挙人に電子投票機の操作方法を説明するだけでなく、投票の秘密が投票データの記録や集計に際してどのように確保されているかといったことや、自書式投票では使用しない投票カードの取扱い、投票しないで終了する方法についての説明も併せて行うこと。
5. これまでの実施事例から見ても、高齢者の方が電子投票の操作に不安を感じる傾向にある。機械の操作が不慣れな人でも簡単な操作で電子投票機を操作できる旨を説明会等で周知するとともに、それでも電子投票機の操作が困難である選挙人に対しては操作補助制度があることも併せて説明すること。

[実施例]

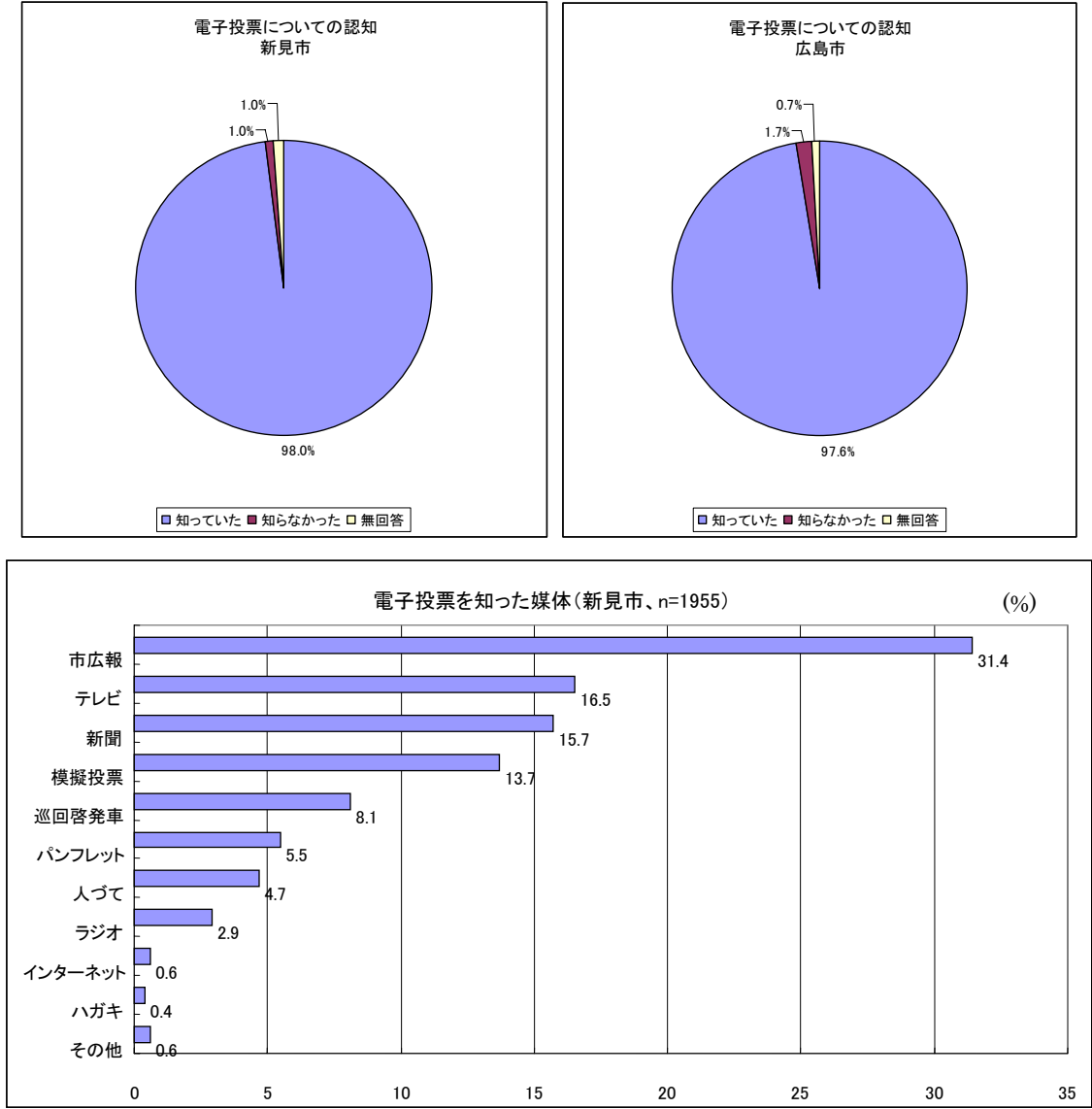
新見市の電子投票の啓発では、広報誌やパンフレット等印刷物による啓発、インターネットによる啓発、メディアを通じての操作手順の放映、懸垂幕設置等を行った。また、市職員が約2ヶ月強の巡回模擬投票を行った。

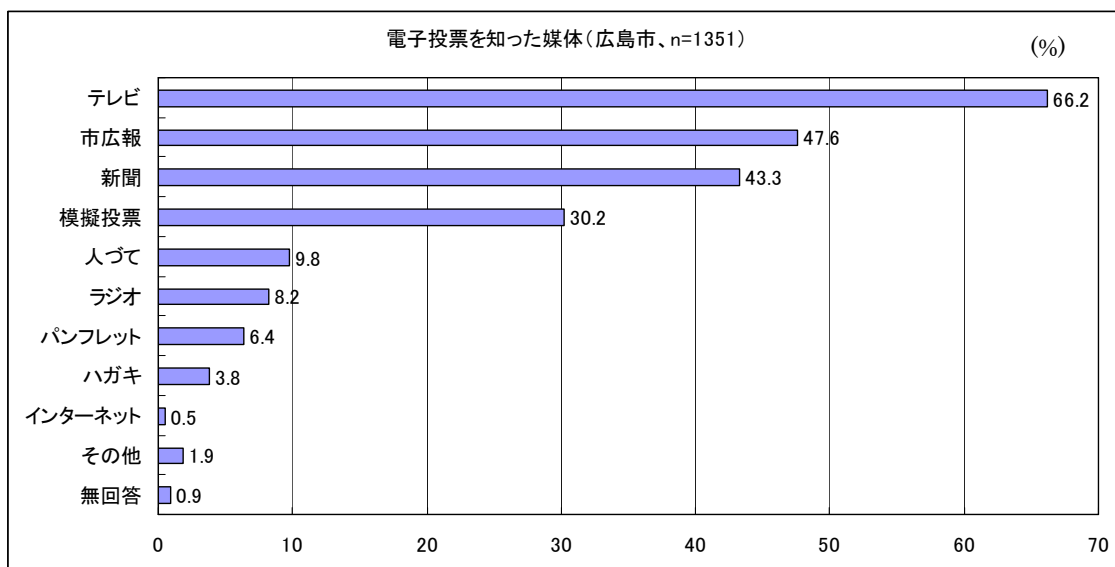
広島市では、地元テレビ・ラジオを通じて電子投票実施のPRを行うとともに、模擬投票

の様を報道機関に情報提供する等の工夫を行った。
京都市でも、「舞妓さん」の模擬投票を企画し、全国に報道された。

[参考]

図表 電子投票についての認知（新見市、広島市）





出典:「岡山県新見市における電子投票の実施について」「広島県広島市(安芸区)における電子投票の実施について」

※「電子投票を知った媒体」の比率は、新見市と広島市では計算方法が異なる。(新見市では「回答数の合計」を分母にしているが、広島市では「電子投票について認知していた者の合計」を分母にしている。)

1. 3. 2. 模擬投票の実施

[チェックポイント]

1. 模擬投票においては、単に選挙人に電子投票機の操作方法を体験してもらうだけでなく、選挙人の意思が正確に投票結果に反映されることを理解してもらうこと。また機器の動作テストの機会としても活用すること
2. 電子投票機の操作への不安を取り除くため、特に高齢者や障害者の模擬投票への参加を促進すること
3. 市区町村庁舎、出張所等に常設模擬投票所を設置するほか、住民が集まる集会所などに出向いて実施すること
4. 模擬投票実施時に住民の意見を集約することで電子投票機の問題点等を抽出し、仕様変更（フォントの大きさ、表現、画面の配色等）等の対応をすること
5. システム等の改良を行った場合には、広報紙等により速やかに選挙人に周知を図ること
6. 初めて電子投票による選挙を実施する前の模擬投票には特に力を注ぐこと

[解説]

1. 模擬投票は、選挙人が実際に電子投票機に触れ操作方法を会得する貴重な機会となるうえに、選挙管理委員会にとっても選定した電子投票システムの動作状況を確認することができることから積極的に実施する。動作確認の観点からは、投票日と同じ機器の構成により模擬投票を行うことが適当である。
2. 機械の操作に不慣れな人々に模擬投票に参加してもらうために、高齢者が多数集まる施設を活用して実施することも検討すること。
3. 多くの住民に電子投票機の操作を覚えてもらうため、常設模擬投票所のみならず、地域住民の集会所等に選挙管理委員会が出向いて模擬投票を実施するなど、コミュニティ単位での啓発活動も重要である。
4. 模擬投票は選挙管理委員会が住民の意見を直接聞く貴重な機会である。実際に利用する住民からの意見を最大限考慮し、画面修正等にも応じること。
5. 模擬投票実施後に仕様変更が生じた場合、一度模擬投票を体験した人々が混乱しないように、修正点は広報紙等により速やかに周知する。
6. 初回の電子投票の際の模擬投票には、特に力を注ぐ必要がある。

[実施例]

新見市では、2ヶ月に渡る模擬投票を実施し、延べ12,239人（有権者数の62.16%）が事前に電子投票を体験した。また、新見市では模擬投票の結果、以下の点について改良を

施した。

- ①通常の投票記載台を使用すると、投票中の選挙人の横や斜め後ろから投票画面が見えるおそれがあるため、投票記載台の仕切板を 600mm×600mm のダンボールパッドにより延長した。
- ②当初、市長選挙の投票画面の配色を「緑」、市議会議員選挙の投票画面の配色を「青」にしていたが、住民の意見を踏まえ、市長選挙に「青」を使用し、市議会議員選挙には「緑」を使用することとした。
- ③模擬投票時に投票カード挿入口を間違え、挿入口以外の隙間にカードを挿入してしまうケースが見受けられたので、投票カード挿入口以外にはカードが入る隙間がないように改良した。
- ④投票終了後、投票カードが排出されるまでに数秒間のタイムラグがあり、投票カードの取り忘れが懸念されたことから、投票終了後、投票カードが排出されるまでの時間を短く設定し直した。

[参考]

図表 模擬投票実施概要（新見市）

- | |
|---|
| <p>◆模擬投票の目標</p> <ul style="list-style-type: none">①電子投票機の操作誤りといった有権者の意思に反した投票やその他トラブルを未然に防ぐため、電子投票機の操作方法を会得してもらうこと。②特に高齢者は、新しい方式や機械操作への対応が十分でないことから、投票を棄権する可能性もあるため、操作の簡便性を認識してもらうこと。③電子投票システムが有権者の投票意思を正しく反映するシステムであることを認識してもらうこと。④電子投票システムの動作状況・有権者の投票行動の把握などシステムの安全性や選挙の執行上の問題点などをチェックすること。 <p>◆実施期間 4月9日～6月14日（告示日は6月16日）</p> <p>◆投票者数 延べ12,239人（対有権者比率 62.16%）</p> <p>◆実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">①常設模擬投票所の開設（市内16ヶ所の施設）
市役所市民ホール及び各地区市民センター等（15ヶ所）②臨時模擬投票所の開設
「参加型」：各地域で開催される行事等へ市から出向く
「主催型」：市が開催し、参加を呼びかける
行政地区総代会、イベント会場、スポーツ大会、スーパー等、老人クラブ総会、各種会合、地域から紹介や要請、各地区の拠点施設、一般健康診査の会場、デイサービス施設、移動啓発車で巡回啓発 <p>◆模擬投票後の主な改良点</p> <ul style="list-style-type: none">・投票記載台の仕切板をダンボールパッドにより延長・投票画面の配色の変更・投票カード挿入口以外には、カードが入る隙間を設けないように改良・投票終了後、投票カード排出までの時間を短く設定 |
|---|

1. 4. 投開票所調査

1. 4. 1. 投開票所の調査

[チェックポイント]

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 選挙事務の執行に支障を来さぬよう、投開票所の入念な調査を行うこと2. 2回目以降の電子投票による選挙の際には、施設の改修等があった際に、必要に応じて再調査すること |
|---|

[解説]

1. 投開票所の調査では、会場の寸法、間取り、電力容量、蛍光灯の位置、コンセント、投票所の周辺状況等の確認を行うこと。特に電子投票は、自書式投票よりも多くの機器を使用することとなるので、各投票所において使用することが想定される電熱機器等を稼働させて、必要電力を確保できるかどうかなどの確認も必要である。季節による電力消費等の相違にも留意する必要がある。
2. 2回目以降の電子投票による選挙の際、投開票所となる施設の改修や場所の変更等があった場合には、必要に応じて、再度の調査を実施すること。季節による電力消費等の相違にも留意する必要がある。

[実施例]

広島市では、すべての投票所について、コンセントの位置、窓の位置（非常用発電機利用時を想定）、ブレーカーの位置等について確認し、図面化した。

[参考]

図表 投票所の調査・調査項目（広島市）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・電源の位置・電源負荷チェック・照明の具合
(照明の照り返しにより電子投票機の画面が見にくくないか)・投票の秘密の確保
(選挙人が投票中に電子投票機の画面が他人から見えにくくするために、投票所内の配置を検討)・夜間照明の必要性 |
|---|

資料 10 「新見市投票所事前調査票」（新見市）

1. 4. 2. 投開票所のレイアウトの確定

[チェックポイント]

1. 投開票所調査の結果に基づいて、レイアウトを検討すること
2. 投票所のレイアウト検討に当たっては、選挙人が混乱しないよう、投票所に入場してから投票－退場に至るまでの動線を分かりやすく、効率的なものにすること
3. 混雑時に投票所内の混乱を防ぐとともに投票の秘密を確保するため、投票カード発券待ちの選挙人が受付場所等で待機できるようにするのが望ましい
4. 電源の確保が困難、場所が狭隘などの理由により電子投票の執行に支障を来すことが想定される場合には、投票所の変更も検討すること
5. 投票管理者や投票立会人の位置は、全体を見渡せることに配慮すると同時に、投票の秘密の確保にも配慮すること
6. 選挙人の安全を確保する観点から、投票機の設置方法についても配慮すること
7. 選挙人の候補者選択をスムーズにするため、紙による氏名等掲示の場所等について十分検討すること
8. 開票所のレイアウトは、記録媒体の集計作業が開票立会人や、報道機関及び参観者から見渡せるように配置すること
9. なお、他団体からの視察者、報道機関等への対応を検討する際には、選挙人への配慮を最大限考慮し、視察可能な投票所の選定、視察区画のレイアウト、時間制限等を検討すること

[解説]

1. 投開票所調査の結果に基づいて、投開票所ごとのレイアウトを検討する。場所ごとの状況を図面上に表し、電子投票機の設置場所、職員・立会人等の配置を検討する。また、電子投票機の画面上での光の反射を避けるため、照明の直下には電子投票機を置かない等の配慮をすること。
2. 選挙人の混乱を招かないよう、投票所に入場してから退場に至るまでの動線を分かりやすく、効率的なものにする必要がある。また、スムーズな投票が可能となるよう投票順路を示す矢印表示を設けたり、投票所内の各ポイントに所定の表示を行うこと。また、仮投票等の投票箱の設置場所については、投票カードの返却箱との錯誤を避ける場所に配置すること。
3. 投票所内が混乱しないよう、混雑時には受付場所等で選挙人が待機できるようなレイアウトとする必要がある。また、投票の秘密確保の観点から、電子投票機を操作中

の選挙人の後ろでは次に投票する選挙人を待機させないよう配慮する必要がある。

4. 電子投票は従来の投票に比べて、電子投票機等設置のためのスペースや電源設備が必要になることから、従来の会場の変更や設備の増強等も検討する。また、停電に備えてバックアップ電源（UPS、自家発電機等）を事前に準備することが必要である。夏季又は冬季の選挙となるときは冷暖房の使用による負荷を考慮した電源確保が必要である。こうした電源の確保が困難であったり、場所が狭隘であったりといった理由で、電子投票の執行に支障を来すことが想定される場合には、投票所の変更も検討すること。
5. 投票管理者、投票立会人等の配置は、会場全体が見渡せることが必要であるものの、投票の秘密確保の観点から、投票機操作中の選挙人の後ろとしないなどの配慮が必要である。また、横から選挙人の投票が覗き見られることのないように、電子投票機設置台上の「仕切り」などを工夫する必要がある。
6. 投票記載台については、重量のある電子投票機を設置すると不安定な状態となることから、従来の投票記載台に代えて長机を利用するなど、選挙人の安全の確保に努めること。
7. 候補者の氏名等掲示について各電子投票機設置場所に掲示を行うのか、投票所内の適当な箇所に掲示するのか検討する必要がある。
8. 開票所のレイアウトについて、記録媒体の集計作業が公正、適正に行われていることを開票立会人が確認できる位置に、記録媒体の集計装置を配置することが必要である。
9. なお、他団体からの視察や報道機関の取材に対しては、選挙人への影響を最優先に考えて対応する。事前に取材、視察の申し込みを受け付け、来訪者数を把握できれば、対応準備がしやすい。

【実施例】

広島市では、施設の全体像、出入口、投票管理者、投票立会人、名簿対照係、投票カード発券交付係、電子投票機、投票カード回収係の場所などを、すべて図面に示した。また、各投票所の状況に応じた設営時の注意点（カーテンの開閉、照明の利用、雨天時の対応等の詳細）については、事前に検討し、当日の留意点を投票所見取り図によって指示した。

新見市では各電子投票機設置場所に氏名等掲示を行ったが、アンケート調査によると投票に際して、氏名等掲示を活用した選挙人は24%にとどまった。

海老名市では、選挙人の投票行為に最大限配慮するために、視察可能な投票所を1ヶ所に限定し、電子投票機と視察エリアの距離を保った。また、投票所の視察可能な時間帯も、「投票開始時」、「投票中」、「投票終了時」の3回（約2時間程度ずつ）に限定した。

【参考】

資料 11 「投開票所のレイアウト図」(広島市)

1. 5. 機器検査

1. 5. 1. 機器の検査計画

[チェックポイント]

1. 機器検査の範囲、実施方法等を検討し、機器の納入後、速やかに検査を行えるよう、事前に検査計画を立てておくこと
2. 検査結果やチェックリスト等については、長又は議員の任期の間保存しておくこと

[解説]

1. 電子投票に対する信頼性の確保、向上のためには、電子投票システムの検査を徹底することが重要である。検査には、ベンダーによる検査、選挙管理委員会の立会いによる検査の他、選挙管理委員会により選任されたシステム監査人によるシステム監査等が考えられるが、どの時点でどういった検査を行うかを事前に検討、確認しておく。

特に機器が納入され次第、選挙管理委員会の立会いによる検査が行えるように、実務体制、場所、時期、実施方法等の計画をあらかじめ立てておくこと。

2. 検査に関わる全ての文書類は、長又は議員の任期の間保存しておくこと。

[参考]

図表 検査項目（広島市）

[電子投票機及び投票カード発券機] ◆電子投票機を構成する部品の確認 部品の有無 ◆電子投票機等の起動(電源投入からゼロ票確認まで) 投票カード発券機の起動、運用カードの発券、投票カードの発券、記録媒体の挿入及び電子投票機の起動 ◆投票操作の確認 投票カードの挿入、候補者選択画面、選択した候補者の確認画面、終了画面 (電子投票機の音声表示等) 投票カードの挿入、候補者選択音声表示、選択した候補者の確認音声表示、終了画面 ◆電子投票システムの終了(投票終了後) 投票カード発券機の終了、電子投票機の閉鎖 [開票・集計機] ◆開票・集計装置を構成する部品の確認 部品の有無 ◆開票・集計装置の起動(電源投入からプログラムの起動まで) 開票・集計装置の電源投入、記録媒体枚数の設定、開票・集計装置の起動 ◆開票・集計操作の確認 投票データ読み込み画面、投票結果表示画面、投票結果出力、原本複写チェック、操作ログの記録、記録媒体枚数の変更 ◆開票・集計装置の終了 開票・集計装置の終了
--

1. 5. 2. ベンダーによる検査

[チェックポイント]

- | |
|----------------------------|
| 1. ベンダーの検査結果（試験成績書）を確認すること |
|----------------------------|

[解説]

1. 調達に当たって、電子投票機等の納入と合わせて、ベンダーが行った検査内容を確認する試験成績書を提出するよう、義務付けることが望ましい。

[参考]

図表 検査関連の調達について（海老名市）

提出のタイミング	書類	備考
電子投票機等の納入とあわせて提出するもの	試験成績書	電子投票機器が「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件に適合することについて、検査を実施した結果を証明するものであること。（テスト結果等）
選挙前に提出するもの	検査結果証明書	検査実施計画に基づき、海老名市選挙管理委員会とともに電子投票機器の動作確認を実施後、その結果を報告書として海老名市選挙管理委員会に提出すること。
	電源設備検査結果報告書	投票所及び開票所における電源設備の検査結果を提出すること。

出典:海老名市資料より

1. 5. 3. 選挙管理委員会の立会いにより行うべき検査

[チェックポイント]

1. 検査のスケジュールや検査項目のチェックリストを作成すること
2. 電子投票システムの検査では、ダミーデータを用いた投開票を行うこと等により、選挙当日に行う作業を一通り実施すること

[解説]

1. 選挙管理委員会の立会いにより行うべき検査のスケジュールや内容を整理し、チェックリストを準備する。
2. 選挙の公正さを周知するために、ダミーデータを用いて投開票を行い、適切に作動するかどうかを確認すること。特に IT 機器は温湿度等に弱いので、温湿度条件、長時間、ピーク時の使用頻度を想定した耐久テストを行うこと。異常な操作をした場合等に、適切なエラーメッセージが表示されるかどうかについても確認すること。

また、検査の模様を、報道機関や立候補予定者（またはその代理）、電子投票に関心を持つ住民等に公開することも積極的に検討すること。検査の結果等を踏まえ、システム変更が実施される場合には、選挙管理委員会において変更内容を把握しておくこと。

[実施例]

新見市では、平成 14 年 6 月 23 日の市長・市議選挙、平成 16 年 10 月 24 日の岡山県知事選挙の際、選挙管理委員会の立会い検査とは別に、候補者やその代理人、報道機関のほか電子投票に懐疑的な市民グループにも参観を求めて公開検査を実施した。また、ダミー投開票も行った上で質疑にも答え、参加者の理解を得た。

広島市では、独自のチェックリストを作成し、選挙の約 1 ヶ月前に、すべての電子投票機及びカード発券機の起動・動作検査を流れ作業で実施した。また、開票集計機の検査では、報道関係者や立候補予定者等も参加して、投票から開票までの一連のデモンストレーションを行った。

[参考]

- 資料 15 「投票日当日使用電子投票機及び発券機検査票」
 「開票・集計装置検査票」（広島市）

1. 6. 執行体制・職員研修

1. 6. 1. 機器操作マニュアルの策定・運用規程の策定

[チェックポイント]

1. 機器（投票カード発券機、電子投票機、開票集計機）の使用方法はすべてマニュアル化すること
2. 投開票事務に従事する職員にとって分かりやすいマニュアルとすること
3. 機器操作マニュアルの他に、従来から使用している投票事務要領、開票事務要領についても電子投票の実施に応じた見直しを行うこと

[解説]

1. 職員が運用時に困惑することのないよう、機器の使用方法に関するマニュアルを整備する。
2. 機器操作マニュアルは、専門用語の使用を避け、図解による解説を行うなど、投開票事務に携わる者が理解しやすいものとなるように、ベンダーとともに検討すること。
3. 機器操作マニュアルの他に、従来から使用している投票事務要領、開票事務要領についても見直しを行う必要がある。通常の自書式による投開票との差異を明らかにしながら、職員の当日の業務に関する適切な事務要領を作成する必要がある。

[実施例]

海老名市では、投開票事務要領のほか、担当ごとに、以下のような機器操作に関するマニュアルを作成した。

- ・投票管理者編
- ・投票事務従事者編
- ・投票カード発行係編
- ・集計係編
- ・トラブル対応編

一方、四日市市では、選挙プロセスに応じた以下三種類のマニュアルに集約した。

- ・期日前投票所マニュアル
- ・投票所マニュアル
- ・開票所マニュアル

[参考]

- | | |
|------|------------------|
| 資料 6 | 「投票事務取扱要領」（広島市） |
| 資料 7 | 「開票事務取扱要領」（広島市） |
| 資料 8 | 「新見市投票事務要領」（新見市） |

1. 6. 2. 選挙期間中の体制の検討

[チェックポイント]

1. 電子投票を実施することに伴って新たに発生する業務を検討し、選挙期間中の体制を検討すること
2. 選挙期間中の連絡体制を整備すること
3. コンピュータ機器の操作に習熟した職員を選挙事務従事者に任命することも検討すること
4. なお、視察の対応が、選挙事務の運用に支障を来さないようにするため、行政視察や報道対応の窓口を一本化すること

[解説]

1. 電子投票には、電子投票機のゼロ票確認、投票カードの交付や回収、投票操作の補助、記録媒体の取り出しや封印、開票所までの送致といった業務が発生するので、それぞれの業務ごとの担当体制の整備について検討する。
2. 選挙管理委員会事務局・投票事務従事者・開票事務従事者・ベンダー等の役割分担、連絡体制を確認すること。なお、当然のことながら、選挙は選挙管理委員会が中心になり実施するものであり、ベンダーはあくまでもサポートする立場である。将来的に自治体が自立した運用を行えるよう、ベンダーに過度の負担や事務をさせないようにすること。
3. 当日の投票をスムーズに行うため、コンピュータ機器の操作に習熟した職員を投票カードの発券係に配置するなど工夫をすること。
4. なお、選挙事務の運用に支障を来さぬよう、視察に対応するための担当を別途設け、行政視察、報道対応等の窓口を一元化することが望ましい。

[実施例]

新見市では、投票カードの発券担当者には、比較的 IT に詳しい職員を配置した。

広島市では、視察や報道に対する対策として、市選挙管理委員会の運営本部を安芸区の開票所の近くに設置した。運営本部に「報道班」を設置し、プレス担当に 5 名、視察対応投票所担当に 3 名、記者クラブ担当に 1 名の職員を充てた。

[参考]

図表 運営本部体制（広島市）

構成員：市選管21名、秘書課3名、広報広聴課6名、安芸区厚生部1名 計31名

班名	担当名	人員
総務班 (班長1名)	選挙担当	5
	投・開票速報担当	4
	選挙管理委員会事務局担当	2
報道班 (班長1名)	プレス担当	4
	指定投票所担当	3
	記者クラブ担当	1
受付・接伴班 (班長1名)	受付・総合案内担当	3
	接伴担当	6

出典 広島市長選挙における電子投票導入の効果と今後の課題(平成15年9月 広島市選挙管理委員会)

図表 投票所における係ごとにみた自書式投票と電子投票との主な対応の比較

係名称	自書式投票時の主な対応	電子投票時の主な対応
投票管理者	・投票所の秩序保持	・投票所の秩序保持
	・投票箱が空であることの確認（投票開始時）	・ <u>電子投票機のゼロ票確認（投票開始時）</u>
	・代理投票の処理	・代理投票の処理
	・投票の拒否決定、仮投票の処理	・投票の拒否決定、仮投票の処理
	・投票録の作成	・ <u>電子投票録の作成</u>
	・投票箱、鍵等の送致	・記録媒体の取出し、封印 ・記録媒体（原本・複写）、鍵封筒等の開票所への送致
投票立会人	・投票手続の全般に立会い（投票所の開閉、投票箱空の確認、投票箱の閉鎖、その他）	・投票手続の全般に立会い（投票所の開閉、 <u>電子投票機のゼロ票確認、電子投票機の終了、その他</u> ）
	・投票管理者から意見を求められた時の対応（代理投票）	・投票管理者から意見を求められた時の対応（ <u>代理投票及び操作補助の補助者の選任</u> ）
	・投票管理者の決定に対して異議がある場合の対応	・投票管理者の決定に対して異議がある場合の対応
	・投票録への署名（自書）	・投票録への署名（自書）
	・投票箱、鍵等の送致	・記録媒体（原本・複写）、鍵封筒等の開票所への送致（投票管理者とともに）
名簿対照係	・選挙人の選挙権の確認 ・選挙資格等への対応 ・投票所への入場の制限	・選挙人の選挙権の確認 ・選挙資格等への対応 ・投票所への入場の制限
投票用紙交付係・投票カード交付係	・投票用紙の交付	・ <u>投票カードの交付</u>
投票操作補助係	—	・ <u>操作補助の処理</u>
投票カード回収係	—	・ <u>投票カードの回収</u> ・ <u>投票カードの清掃</u>
その他		・ <u>画面の清掃等</u>

出典 各選挙管理委員会の資料をもとに作成

1. 6. 3. 職員研修の実施

[チェックポイント]

1. 機器の設置、立上げ、運用、撤収までの一連の作業について、担当者に研修を行うこと
2. 研修は、机上の説明だけではなく、実機を稼動して行うこと
3. 選挙人の投票行動を想定し、様々な事態に対応できるよう研修すること
4. 投票事務従事者は、代理投票と操作補助の要件及び手続等の差異を十分に理解し、当日混乱が生じることのないようにすること
5. 特に機器のトラブル発生時の対処方法については、一定のルールを設けること

[解説]

1. 正確、確実に機器を設置するために、一連の行程を修得しておく必要がある。特に機器の立上げの際に、管理運用上の誤りが生じている例が多いことから、特にその手順について習熟することが重要である。
2. これまでの実施事例から見ても、実際の機器を活用した研修を希望する者が多いことから、こうした研修に力を入れること。
3. 選挙人が当日混乱することのないよう、様々な事態（転出者への対応、高齢者のサポート、棄権・再考の申出があった場合の対応、トラブル時、停電時の対応等）を想定し、研修を実施する。
4. 投票事務従事者は、代理投票と操作補助の要件及び手続等の差異を十分に理解し、当日混乱の生じることのないようにすること。また、投票の秘密を侵した場合の罰則の適用等についても十分説明をしておくこと。投票立会人に対しても、電子投票機の機能（ゼロ票確認時の機能や状態表示ランプ等）について説明しておくこと。
5. トラブルが発生した際の対応については、選挙管理委員会本部との連絡を最優先とする等、事前に一定のルールを設けて対応すること。また、万一に備えて、投票所の職員の誰もが冷静に対応できるようにするため、投票事務従事者全員が電子投票機の実操作方法を把握しておくこと。

[実施例]

広島市では、当初、投票管理者、職務代理者、庶務担当職員のみを職員研修の対象としていたのを、すべての投票所職員（臨時職員含む）に広げ、一連の流れを全員が把握するように努めた。

過去最大規模の電子投票（56 投票所、441 台）になった四日市市では、電子投票の知識と操作技術を共有し保管しあうため、投票日当日担当する投票所グループ毎に実機一式を

稼動、運用する実地研修にした。

【参考】

図表 研修概要（広島市）

◆研修日程
前期 平成 14 年 12 月(3日間、各 120～150 分)
対象者:投票管理者、職務代理人、庶務担当職員
後期 平成 15 年 1 月(3日間、各 135 分)
対象者:投票事務従事者全員
◆研修内容
前期研修:電子投票機及び投票カード発券機を使用し、投票機器の設置、起動、運用及び終了方法について実習を行う。
後期研修:投票所ごとにグループ分けを行い、区選挙管理委員会職員の説明のもと電子投票機及び投票カード発券機の操作方法等一連の作業の流れに沿って実習を行う。

1. 6. 4. 運用の確認（実地リハーサル）

[チェックポイント]

1. 機器の設置から開票終了までの一連の電子投票作業について、実際の選挙実施を想定したシステム規模で、正常に運用できることを確認すること
2. 運用の確認（実地リハーサル）の際には、ダミーデータを使用して実際に投開票を行い、電子投票機や開票集計機が問題なく作動するかを確認すること
3. これまで発生したトラブル事例の防止についても確認すること

[解説]

1. 運用の確認（実地リハーサル）は、実際の選挙を想定して、投票カード発券機、電子投票機や開票集計機など一連の電子投票システムを設置して、立ち上げ、投票カードの発券からゼロ票確認、投票、記録媒体の取り出し、封印、開票・集計などの一連の作業が過誤なく行えるか否か確認する。
2. 運用の確認（実地リハーサル）においては、事前にダミーデータを用意し、そのデータをもとに模擬投票を行い、その投票結果が正しく記録媒体に記録され、開票集計機により正確に開票できるかどうか確認する。
なお、障害者を含めた選挙人や報道関係者等の第三者に参加していただく方法なども考えられる。
3. 電子投票を先行実施した自治体のトラブル事例を事前によく把握し、同様なトラブルが発生しないよう、防止・対応策を確認することが望ましい。

2. 候補者情報作成と期日前投票

2. 1. 候補者情報作成

2. 1. 1. 画面情報・音声情報の作成

[チェックポイント]

1. 告示日における立候補受付終了後、速やかに候補者情報の作成を行うこと
2. 電子投票機の画面上における候補者氏名等の一覧性の確保など、候補者間の公平性を確保した画面レイアウトを作成すること
3. 投票機の画面に表示される候補者等の名称は、各候補者の届出に基づき正確な文字で表示すること
4. 候補者情報の作成、インストール後、電子投票機と開票集計機の双方に、同様の候補者情報が正確に表示されることを確認し、投開票検査を行うこと
5. 音声による候補者情報を作成すること

[解説]

1. 告示日の翌日から電子投票機による期日前投票が始まるため、立候補受付終了後は速やかに候補者情報の作成を行い、期日前投票に支障が出ないようにすること。
2. 投票画面のレイアウトは、候補者間の公平を欠くことのないよう作成する必要がある。候補者が多数で候補者氏名等を一覧表示することが困難な場合は、アイウエオ方式やページ分割方式等による候補者画面表示を検討する必要がある。なお、同作業は正確性・迅速性が求められることから、ベンダー任せにせず選挙管理委員会において実施することが望ましい。
3. 電磁記録投票法第5条は、公職の候補者に関し電子投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とし、その表示方法について必要な事項は条例で定める旨を規定している。また、候補者等の名称は各候補者の届出に基づき正確な文字で表示しなければならない。そのため必要となる外字をシステムに組み込むことが求められる場合もある。
4. 作成した候補者情報をインストール後、電子投票機において候補者情報が正確に表示されることを確認すること。また、実際の候補者情報による投開票の検査をすることが望ましい。なお、選挙の公正さを周知するために報道機関や立候補者に公開することも積極的に検討すること。
5. 条例により、視覚障害者等のために、音声で候補者氏名等の表示をすることができない旨を規定する場合には、音声による候補者情報を作成しなければならない。なお、音声による候補者情報の作成については、肉声の録音による方法と音声合成による方法があるが、アクセントや地域特有の読み上げ方等による影響に配慮する必要がある。

【実施例】

新見市では、候補者氏名等の表示に関し、候補者間の公平を確保することや画面上に全ての候補者の氏名等を同時に表示することを条例に規定している。また、候補者が多数で候補者名の識別が困難と判断された場合には、アイウエオ方式やページ分割方式等、候補者名の順次表示等の方法から選挙管理委員会が指定することとしている。

広島市では、候補者情報を含んだ投票プログラムの作成に約 2 時間、複製する作業（110 枚）に約 30 分を要した。なお、候補者情報を含む投票プログラムの表示および動作確認作業に当たって、110 枚の記録媒体から 10 枚を無作為に抽出し、候補者情報の表示状態および投票が正しく行われることを確認するとともに、表示画面・音声表示・電子投票機の画面展開について、各候補者の陣営及び報道機関に公開した。

[参考]

図表 候補者表示画面（新見市・模擬投票時）

幕末市長選挙

投票したい候補者の名前に触れてください。

投票を途中で終了する場合は、「投票しないで終了する」に触れてください。

板垣 退助 (自由民権党)	木戸 孝允 (内政党)
高杉 晋作 (奇兵党)	

投票しないで終了する

幕末市議会議員選挙

投票したい候補者の名前に触れてください。

投票を途中で終了する場合は、「投票しないで終了する」に触れてください。

大久保 利通 (自由民権党)	西郷 隆盛 (新選組)	福沢 諭吉 (自由民権党)	大隈 重信 (自由民権党)
坂本 竜馬 (自由民権党)	近藤 勇 (新選組)	土方 歳三 (自由民権党)	沖田 俊司 (自由民権党)
永倉 新八 (自由民権党)	斎藤 一 (新選組)	松原 忠司 (自由民権党)	武田 頼母衛 (自由民権党)
井上 頼三郎 (自由民権党)	谷 三十郎 (自由民権党)	齋堂 平助 (自由民権党)	鈴木 三樹三郎 (自由民権党)
原田 友之助 (自由民権党)	伊藤 博文 (自由民権党)	勝 海舟 (自由民権党)	井原 直朝 (自由民権党)
吉田 松陰 (自由民権党)	山岡 敬助 (自由民権党)	桂 小五郎 (自由民権党)	伊東 甲子太郎 (自由民権党)

投票しないで終了する

		市長選挙	市議会議員選挙
文字の大きさ	候補者名	3 4 ポイント	2 2 ポイント
	政党名	ひらがな： 2 6 ポイント	ひらがな： 1 4 ポイント
配色		青色	緑色

画面の表示方法はベンダーによって異なる。(下は縦表示の例)

戦国武将選挙

候補者の名前を押してください。

前田 利家

加賀

織田 信長

尾張

徳川 家康

江戸

豊臣 秀吉

大阪

投票しないで終了

東日本市議会議員選挙

新井 園子 新井 園子 東海地方	千原 菜津 千原 菜津 東海地方	よこはま セイ よこはま セイ 東海地方	前田 耕一 前田 耕一 東海地方	甲府 もも子 甲府 もも子 中部地方	酒和 一雄 酒和 一雄 東海地方	宇都宮 花子 宇都宮 花子 東海地方	水戸 梅子 水戸 梅子 東海地方	山形 月子 山形 月子 東海地方	山形 次郎 山形 次郎 東海地方	秋田 まり 秋田 まり 東海地方	青森 たけ子 青森 たけ子 東海地方	札幌 太郎 札幌 太郎 北海道
宮城 三郎 宮城 三郎 東海地方	和歌山 みどり 和歌山 みどり 近畿地方	大津 第一郎 大津 第一郎 近畿地方	津 第一郎 津 第一郎 近畿地方	福井 あさ子 福井 あさ子 中部地方	岐阜 陶子 岐阜 陶子 中部地方	名古屋 三郎 名古屋 三郎 中部地方	金沢 三郎 金沢 三郎 中部地方	富山 三郎 富山 三郎 中部地方	新潟 三郎 新潟 三郎 中部地方	山形 三郎 山形 三郎 中部地方	秋田 三郎 秋田 三郎 中部地方	青森 三郎 青森 三郎 中部地方

投票しないで終了

2. 2. 期日前投票

2. 2. 1 期日前投票の運用

(※選挙当日と取扱いが異なる点を中心に記述。その他は「3. 投票」を参照)

[チェックポイント]

1. 記録媒体の取り扱いやカギの保管など、期日前投票特有の運用上の課題について検討すること
2. 一定期間にわたって電子投票機を設置することとなるため、夜間の安全を確保できる設置場所を選定すること
3. 記録媒体の保管やゼロ票確認方法等を徹底し、適切な運用を行うこと
4. 記録媒体を取り出さずに運用する場合は、データ改ざんなどのおそれがないことを担保するように適切に対処すること。

[解説]

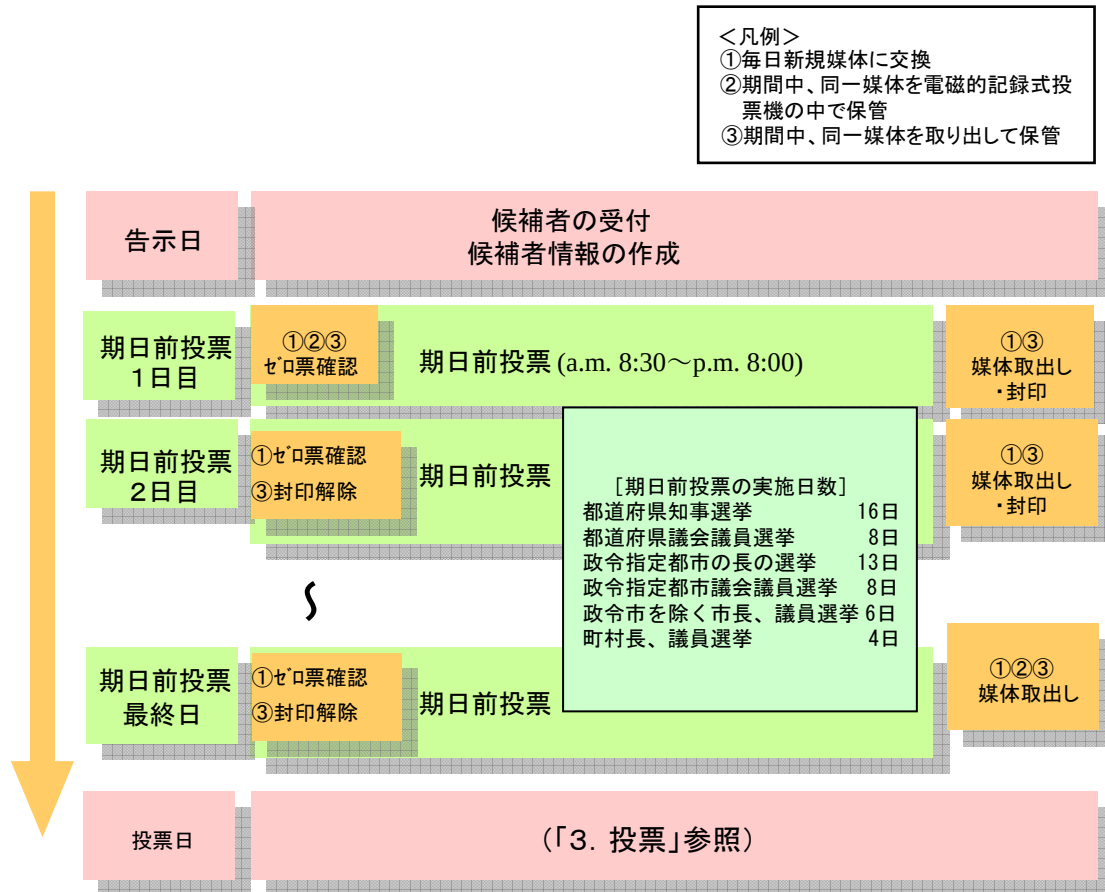
1. 期日前投票期間中の記録媒体の扱いは、次頁の表に示すとおり、「毎日新規の記録媒体に交換」「記録媒体を電子投票機の中で保管」「記録媒体を取り出して保管」といった3つの方法が考えられる。(機種によって方法が異なる。)

電子投票機の選定に当たっては、各電子投票機がこれらのいずれの方法に対応しているのか確認し、管理執行上問題がないか検討することが必要である。また、カギの保管方法、保管場所等についても検討することが必要である。

期日前投票期間中は、投票管理者が日毎に交代することも想定されるので、記録媒体の保管や、カギの引継ぎ方法について十分に説明することが必要である。

2. 期日前投票の期間中、電子投票機等を設置することとなるため、電源確保はもとより、夜間の安全を確保できる設置場所又は保管場所を選定することが必要である。
3. これまでの事例では、ゼロ票確認など電子投票機の起動時にトラブルが起ることが多かった。期日前投票期間中は起動作業を行うことが多いことから、トラブルが生じることのないように手順を徹底することが必要である。
4. 期日前投票の末日まで記録媒体（原本・複写）を取り出さない場合は、データ改ざんのおそれがないことを担保するよう適切に対処すること。

図表 期日前投票時の基本的なフロー



図表 期日前投票中の記録媒体の扱い

期日前投票中の記録媒体の扱い		ゼロ票確認	期日前投票中の記録媒体の保管・取出し	送致内容
毎日新規の記録媒体に交換する場合(※)		期間中、毎日ゼロ票確認が必要である	期間中毎日、記録媒体(原本・複写)を取り出して封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れてカギをかけなければならない(※2)	・投票管理者は、期日前投票実施の末日に、記録媒体の入った容器やカギを市区町村の選挙管理委員会に送致。
期間中、同一の記録媒体を使用する場合	記録媒体を電子投票機の中で保管	一日目のみ実施する	期日前投票の末日には、記録媒体(原本・複写)を取り出して、封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れてカギをかけなければならない	・送致を受けた市区町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、記録媒体の入った容器やカギ等を開票管理者に送致。
	記録媒体を取り出して保管(※)	一日目のみ実施する	期間中毎日、記録媒体(原本・複写)を取り出して、封印の上、保管し、期日前投票の末日には、これらを取り出して封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れてカギをかけなければならない(※2)	

(※1) 法令上は、「保管のため必要があると認めるとき」に限り、記録媒体を電子投票機から取り出すこととする、とされている。(電磁記録投票令第2条第6項)

(※2) 期日前投票所の中で保管することが原則であるが、「保管のため必要があると認めるとき」に限り、投票箱同様、期日前投票所の外に持ち出し、保管することが可能である。(例えば選挙管理委員会執務室の金庫等)

2. 2. 3. 期日前投票の終了

[チェックポイント]

1. 期日前投票期間の末日における選挙管理委員会への送致に遺漏のないようにすること。

[解説]

1. 期日前投票期間の末日には、投票録、選挙人名簿又はその抄本のほか、電子投票による選挙にあつては容器に入れた記録媒体やカギを選挙管理委員会に送致する必要がある。

3. 投票

3. 1. 前日までの準備

3. 1. 1. 機材保管場所の確保

【チェックポイント】

1. 従来の選挙資材に加えて、ベンダーから納入される電子投票機等を保管する場所が必要となるため、これらを確実に保管できるスペースを確保すること
2. 機器等に対する不正が行われないよう、電子投票機等の保管は厳重に行うこと

【解説】

1. 従来に比べて電子投票機等の選挙資材が大量に増えるため、ベンダーから納入された電子投票機等を機器搬出時まで安全に保管するためのスペースの確保が必要となる。各投票所への機器類の配布方法は、機器の管理と人員確保の観点から検討を行い、保管場所で受渡し、又は、搬送の上、各投票所において受渡しのいずれかの方法を選択する。
2. 納入された電子投票機や記録媒体等に対して不正が行われないよう、納入された機材は搬出時まで厳重に管理する必要がある。前項に示す、ベンダーによる機器の納入から各投票所への配布の方法と合わせて、厳重に管理を行う。

【実施例】

新見市では、投票所資材の交付に当たり、従来は各投票所の投票管理者 1 名により搬送を行っていたところ、交付資材が増えたことから、各投票所の投票管理者及び職員の 2 名体制で搬送を行った。また、資材の運搬用の乗用車も従来の 1 台から 2 台程度に増やした。

広島市では、選挙当日用投票機 110 台のうち 100 台を、投票日前日の指定時刻にベンダーにより 17 箇所の投票所に搬送し、残りの予備機 10 台は、トラブルが発生した当該投票所へ速やかに予備機を搬送する機能を持つコールセンターに設置した。

新見市では、43 の投票所のうち出入口に施錠が可能な 35 投票所分は前日に設置し、残り 8 投票所は投票日当日の朝 6 時から搬入、設営を行った。

四日市市では、市内に電子投票機をすべて起動させて検査を行うことができる倉庫がなかったため、鈴鹿市内の倉庫に電子投票機を保管した。

3. 1. 2. 前日準備（物品チェック、投票所資材の配布・搬送）

【チェックポイント】

1. 選挙資材の配布に当たっては、各投票所及び開票所で使用する資材に過不足がないよう、選挙管理委員会および投票管理者は、配布、受領時に厳重な確認を行うこと
2. 機器の搬送は、破損、故障等が生じないよう安全、確実に行うとともに、投票資材の増加に合わせて十分な運搬体制を確保すること

【解説】

1. 選挙資材の配布に当たっては、各投票所及び開票所で使用する資材に過不足がないよう、選挙管理委員会側、投票管理者側の両者が配布、受領時に十分チェックすること。
2. 選挙資材運搬中に電子投票機等の破損等が生じないように安全、確実に輸送することはもちろん、十分な運搬体制を確保すること。

【実施例】

新見市では、資材を保管していた新見市山村開発センターにおいて、選挙管理委員会により、各投票所の投票管理者及び支援技術者に対して交付された。

広島市では、ベンダーにより保管場所から指定された投票所に納入された。

3. 1. 3. 機器の搬入・設置

[チェックポイント]

1. 選挙人のスムーズな投票を促すため、投票カードやタッチペンなど選挙人が電子投票に用いる器具については、備え付ける位置や表示に工夫を施すこと
2. 各投票所における電子投票機の配置に当たっては、投票の秘密に配慮して、隣接する電子投票機の画面等が見えないよう一定の間隔をもって設置すること
3. 機器の設置後は、投票開始まで機器の安全性を確保するため、投票所の施錠等の保管体制を厳重にすること
4. 施錠できない投票所などにおいては、投票所の特性に応じた設営を行うこと

[解説]

1. 選挙人のスムーズな投票を促すため、投票カードやタッチペンなど、電子投票に用いる器具については、その取扱いが選挙人に分かりやすいよう備え付ける位置や表示に工夫を施すことが望ましい。
2. 各投票所における投票機の配置については、投票の秘密に配慮して、隣接する投票機の画面や操作が見えることのないよう、一定の間隔をおくなど注意を払う必要がある。また、投票記載台に電子投票機を設置した場合、従来の投票用紙記載位置よりも画面の位置が高くなるため、長机等に設置するか、高齢者等が見やすく操作しやすい画面の高さとなるよう配慮することが求められる。
3. 機器の設置後は、投票開始まで機器の安全を確保するため、投票所の施錠等の保管体制を厳重にすること。
4. 施錠できない投票所がある場合には、電子投票機の設営を当日の朝に行うなど、投票所ごとの特性に配慮する必要がある。

[実施例]

広島市では機器の搬送に当たり、ベンダーが投票管理者の指定場所に直接搬入することとした。また、機器等の設置終了後に、模擬投票時の記録媒体を使用して投票管理者による動作確認を行った。

新見市では、出入口に施錠できない投票所については、投票日当日の朝に設置することとした。

広島市では、従来の投票用紙記載台に電子投票機を設置すると安定性を欠くとともに画面の位置が高くなってしまいうことから会議用の長机を利用した。

[参考]

図表 会議用長机を使用した電子投票機の設置例（広島市）



3. 1. 4. 連絡体制の確認

[チェックポイント]

1. トラブル発生時など緊急時における連絡体制（各投票所→選挙管理委員会→ベンダー）を確立しておくこと
2. 投票日当日の投票事務を確実、迅速に行うため、投票管理者は、事務従事者との打合せの中で、投票所における各係の編成と事務分担、トラブル発生時の対応等について十分に説明し、徹底を図ること
3. トラブル発生の連絡、確認方法、公表手順を決めておくこと

[解説]

1. 投票日当日の連絡体制は、事前に確立しておく必要がある。その際には、どのような場合にどのような手順で誰に連絡するかといった連絡体制を具体的に確認しておくこと。また、ベンダーも含めて迅速な対応が可能な体制をとること。
2. 投票管理者は、投票日前日における事務従事者との打合せの中で、投票所における各係の編成と事務分担、トラブル時の対応、トラブル連絡責任者等について十分に説明を行い、当日の投票事務を確実、迅速に行う体制としておく必要がある。
3. トラブル発生の公表が遅れた場合、正確な情報が伝わらず、様々な憶測などにより、電子投票の信頼性が損なわれる可能性があるため、自治体が事前に定めた方法により、速やかに報道機関や参観者、選挙人等に対して情報提供を行うこと。

[実施例]

新見市では投票日前日と当日に、市庁舎内にコールセンターを設置するとともに、ベンダーのサポートを各投票所に常駐させた。2回目の電子投票になる岡山県知事選挙の際には、ベンダー支援はコールセンターのみとした。

3. 2. 投票所の開所とゼロ票確認

3. 2. 1. 開所前の最終確認

[チェックポイント]

1. 電子投票機の動作確認として、投票管理者が投票立会人の立会いの下、電子投票機等の正常起動を確認（ゼロ票確認を除く）すること

[解説]

1. 電子投票機やカード発券機の動作確認は機器納入時及び機器設置時に行われるが、投票日当日の電子投票機等の起動の際に、最終的な確認を行う。また、正常・異常の判断基準についてマニュアル等に明記することにより、当日の混乱を避けること。いずれかの電子投票機等にトラブルが生じた場合には、予備機に切り替えるなど迅速に対応すること。また起動確認等の結果は、各投票所から選挙管理委員会に報告することが望ましい。

[実施例]

広島市では、投票日当日の朝、機器の起動など諸準備の確認後、投票所の開所前に各投票所から区選挙管理委員会に対して、確認結果を電話報告することとした。

3. 2. 2. ゼロ票確認

[チェックポイント]

1. 投票管理者は、投票所に来所した最初の選挙人に、投票立会人の立会いの下で、全ての電子投票機について、いわゆる「ゼロ票確認」を行わせること
2. 投票箱に何も入っていないことの確認と同様に、「ゼロ票確認」を行った選挙人の氏名等についても、確認しておくこと
3. 電子投票機の故障等により予備機を使用する場合においても、予備機の「ゼロ票確認」は必ず行うこと

[解説]

1. 投票管理者は、投票所の最初の選挙人が投票する前に、投票立会人の立会いの下、全ての電子投票機（クライアント・サーバー方式については全てのサーバー）について投票データが入っていないことを示し、いわゆる「ゼロ票確認」をさせること。なお、投票箱に何も入っていないことの確認も忘れずに行うこと。
2. 従来の投票と同様に、電子投票においても、入場券等によりゼロ票確認をした選挙人の氏名等を確認しておくこと。なお、選挙人に署名を求める場合には、ゼロ票を確認の前に承諾を得ること。
3. 投票開始後に電子投票機が故障し、予備機を使用する場合、当該予備機についても同様に選挙人によるゼロ票確認を行うこと。その際にも投票立会人の立会いが必要であることを注意すること。

[実施例]

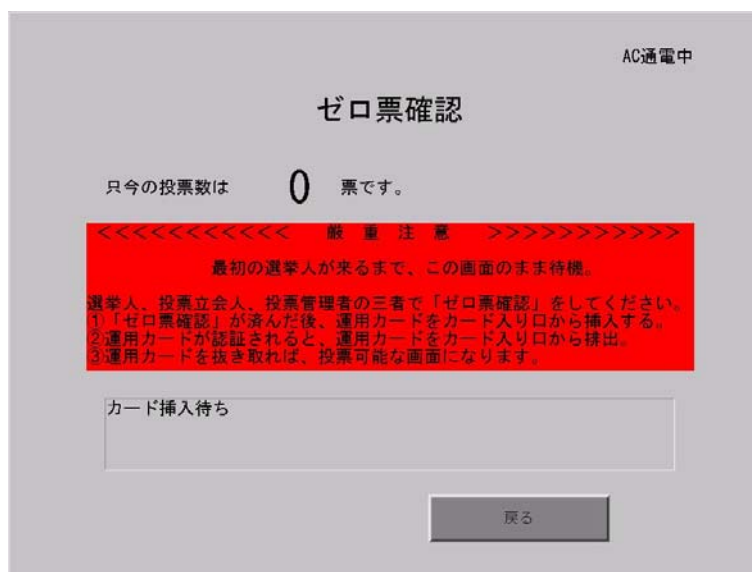
新見市のある投票所では、選挙人によるゼロ票確認を受けずに電子投票機を投票可能な状態にしてしまったので、その電子投票機の使用を中止し、予備機を投入した。

[参考]

図表 ゼロ票確認（新見市）



図表 ゼロ票確認画面（鯖江市）



3. 3. 投票カードの交付

3. 3. 1. 投票カードの交付・返却

[チェックポイント]

1. 投票カードの二重交付を防ぐため、投票カードの発券は選挙人の名簿対照が終わった後に行うこと
2. 投票未済の投票カードを誤って選挙人に交付することのないよう、投票未済のカードの管理を厳重に行うこと

[解説]

1. 一人の選挙人が複数の投票カードを利用すること（二重投票）を防ぐため、一人の選挙人に必ず一枚の投票カードを発券する運用とすること。投票カードは、発券溜めしてはならない。名簿対照後に発券し、必ず手渡しで選挙人に交付すること。
2. 選挙人が投票カードの交付を受けた直後に「再考したい」などの理由から投票カードの返却を申し出た場合、その投票カードの返却を受けるが、再度投票させることができるため、当該投票未済カードを誤って他の選挙人に交付しないよう、別途管理すること。

[実施例]

新見市では、選挙人が投票を行わないでカードを返却した場合には、再交付は行わず、返却された旨を記載した封筒に別途保管して、投票終了時刻後に、他の投票カードとともに開票所に送致することとした。

四日市市では、選挙人が投票を行わないで投票カードを返却し、投票所を出ると申し出た場合には（選挙人が特定できる場合）、選挙人に入場券を返却し、名簿対照も元に戻して、投票カードを初期化した。また、選挙人が名乗らずに帰ってしまった場合には、名簿対照上、すでに投票したことになっているので、投票カードを封筒に入れて保管することとした。

3. 4. 選挙人の操作の支援

3. 4. 1. 操作方法の説明

【チェックポイント】

1. 電子投票機の操作に戸惑う選挙人に対応するため、投票所内に操作手順、投票方法の説明をする事務従事者を配置するなどし、スムーズな電子投票を実現できるようにすること
2. 操作手順、投票方法の説明に当たっては、説明者が投票操作中の画面を覗き込むなどして選挙人の投票の秘密を侵したり、選挙人の不安を煽ったりするような行為は行わないこと
3. 選挙人のスムーズな投票を促し、選挙人が電子投票機の前で長時間戸惑うことのないように、投票所内の適当な箇所に操作方法の案内を掲示すること

【解説】

1. 電子投票機の操作に戸惑う選挙人がいることも予想されることから、電子投票機の周辺に操作方法や投票手順の説明をする事務従事者を配置すること。なお、電子投票機の操作方法や投票手順の説明をする事務従事者は、電子投票機の画面が見えない程度の距離に配置するなど、投票の秘密保持に配慮すること。
2. 操作方法の説明に当たっては、説明者が投票操作中の画面を覗き込むなどして選挙人の投票の秘密を侵したり、選挙人の不安を煽ったりすることのないようにしなければならない。具体的には、操作方法を記載したパネル等を用いることにより、電子投票機の画面を見ることのできない場所からでも、選挙人が操作方法を確認できる方法等を検討すること。
3. 選挙人のスムーズな投票を促し、選挙人が電子投票機の前で長時間戸惑うことのないように、投票所内の適当な箇所に操作方法の案内を掲示すること。

【実施例】

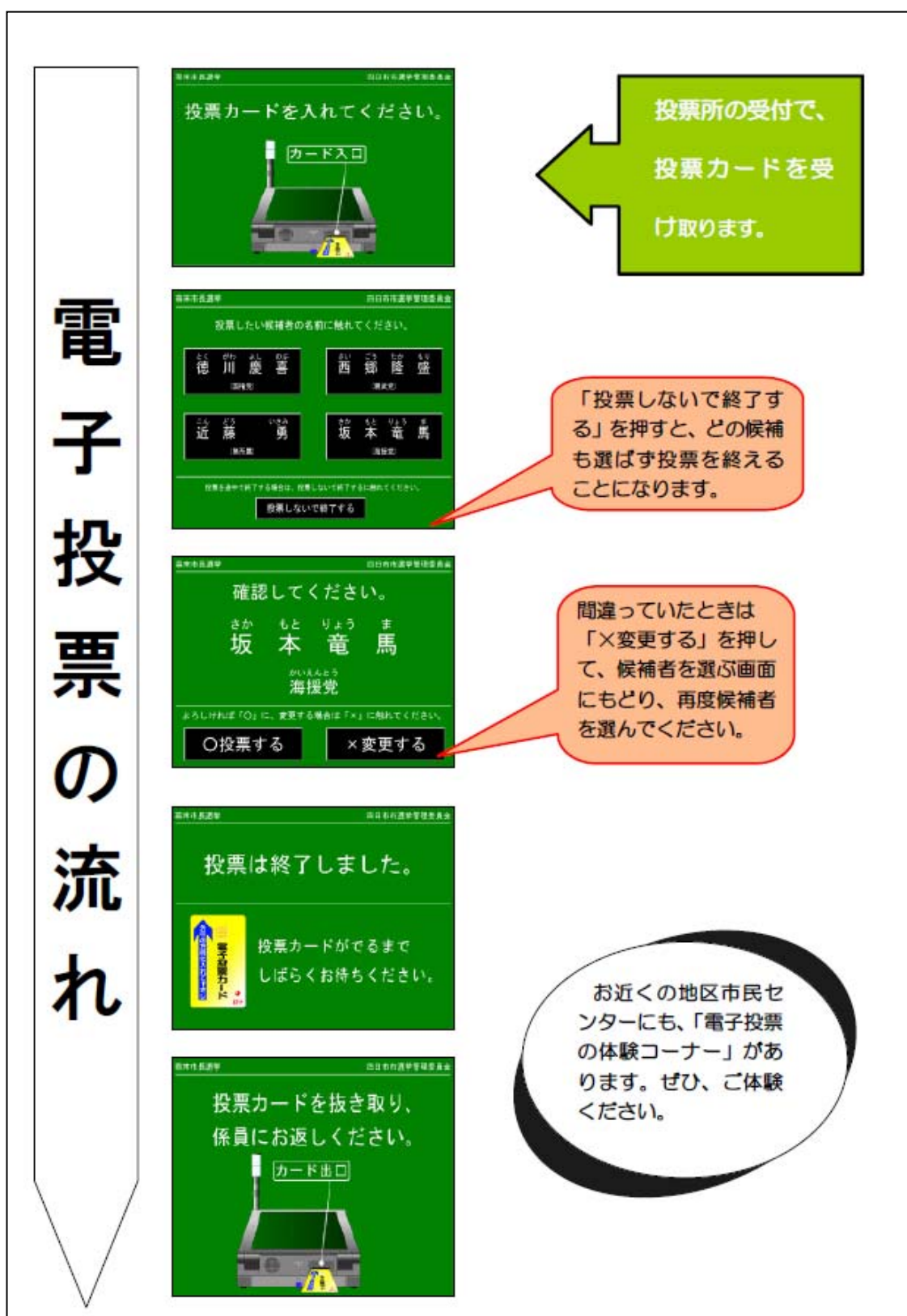
新見市や広島市では、投票所の入口に操作方法を記載した看板を設置するとともに、係員がパンフレット等を使いながら投票手順を説明した。

可児市や大玉村では、名簿対照後に、操作方法を記入したプレートをもった係員が投票手順を説明した。

大玉村では、投票管理者や係員が電子投票機の状態表示ランプを常に監視し、操作の途中終了を防止することに留意した。

[参考]

図表 四日市市における投票所の掲示



3. 4. 2. 投票の支援

[チェックポイント]

1. 投票管理者、投票事務従事者は代理投票、操作補助制度を理解し、身体の故障又は文盲により電子投票機を用いた投票を行うことができない選挙人及び電子投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人の投票をスムーズに行うための体制を整えること
2. 代理投票、操作補助制度に基づいて選挙人の補助を行うに当たっては、投票の秘密の確保を徹底すること
3. 視覚障害者等に対しては、音声表示による投票がスムーズに行えるよう、専用ヘッドホン等をあらかじめ準備しておくこと

[解説]

1. 電磁記録投票法第7条の代理投票、操作補助制度に基づき、身体の故障又は文盲により電子投票機を用いた投票を行うことができない選挙人及び電子投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人の投票を補助する体制を整えること。

従来の自書式投票と同様に、選挙人の投票を補助すべき者2名又は投票機の操作を補助すべき者2名はあらかじめ投票立会人の意見を聴いて選任しておくことが望ましい。代理投票又は操作補助の申し立てが選挙人からあった場合、投票管理者は必ず一人一人について代理投票、操作補助の事由があるかどうかを決定する。また、補助者承諾書、代理投票に関する事務処理簿、操作補助に関する事務処理簿等を作成し、投票録に添付すること。

2. 代理投票や操作補助を行うに当たっては、投票の秘密が確保されるよう、罰則の適用等について、事前に補助者への説明を十分に行うこと。
3. 視覚障害者等は、音声表示による投票を行うことができるので、事前に音声表示対応の投票機の利用手順を把握するとともに、投票に必要な器具（専用ヘッドホン、専用操作端末等）を準備しておくこと。

[実施例]

大玉村では、「大玉村議会議員一般選挙「投開票」選挙事務執行について」を作成し、投票事務の流れの中で、代理投票や操作補助に関する手順と、投票の秘密を確保した対応方法に関して規定している。

新見市では、投票事務要領の中で、「代理投票の場合における候補者の氏名の聞き方」に関する項目を設け、「選挙人に対する候補者の名前の聞き方」、「候補者の氏名を書いた紙片（名刺等）を持ってきたとき」、「選挙人が候補者の氏名を指示しないとき」について代理投票の対応方法を示している。

広島市では、音声表示機能を持つ電子投票機の利用希望があった場合には、庶務係が機器をセッティングして操作説明を行うという手順であった。

図表 代理投票・操作補助制度について（電磁記録投票法第7条）

	代理投票	操作補助
(1)選挙人による申し立て	身体の故障又は文盲により、自ら電子投票機を用いた投票をすることができないと考える選挙人は、投票管理者にその旨を申し立てる。……①②③	自ら電子投票機を用いた投票をすることが困難と考える選挙人は、投票管理者にその旨を申し立てる。……①②④
(2)投票管理者の承諾	投票管理者は投票立会人の意見を聴いて、選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定める。……⑤	投票管理者は投票立会人の意見を聴いて、選挙人のために電子投票機の操作を補助すべき者二人をその承諾を得て定める。……⑤
(3)代理投票・操作補助の実施	一人の立会いの下に、他の一人が選挙人の指示する候補者一人に対して電子投票機を用いた投票を行う。	一人の立会いの下に、他の一人が電子投票機の操作についての助言、介助等の必要な措置を行う……⑥
(4)代理投票・操作補助の実施後の処理	代理投票に関する事務処理簿を備え、代理投票をした選挙人の氏名、これを補助した者の氏名を記録し、投票録に記載すること。	操作補助に関する事務処理簿を備え、操作補助を受けた選挙人の氏名、これを補助した者の氏名を記録し、投票録に記載すること。

- ①代理投票又は操作補助を受けようとする選挙人による投票管理者への申し立ては文書でも口頭でもよい。
- ②投票管理者は、必ず一人ひとりについて代理投票又は操作補助の事由があるかを決定すること
- ③「電子投票機を用いた投票をすることができない」とは、「電子投票機を操作し、公職の候補者を選択できないこと」と、「電子投票機を操作し、公職の候補者を選択したことを記録媒体に記録できないこと」のいずれかの場合を意味する。
- ④電子投票機の操作が困難な選挙人は誰でも利用できる。なお、選挙人が電子投票機の操作を開始する前に、一般的に事務従事者に電子投票機の操作の方法等に助言を求めた場合は、操作補助制度を適用する必要はない。
- ⑤補助者は代理投票又は操作補助の都度、選任してもよいが、投票開始前にあらかじめ投票立会人の意見を聴いて選任しておくことがよい。
- ⑥操作補助の場合の補助者は、電子投票機を操作して、投票しようとする者の選択までは行い得るが、その選択を記録媒体に記録するための操作は行うことができず、当該行為は選挙人自ら行わなければならない。

【参考】

- 資料6 「投票事務取扱要領」（広島市）電子投票機を用いた代理投票処理調書、
電子投票機の操作についての補助に関する処理調書
- 資料8 「新見市投票事務要領」（新見市）代理投票の場合における候補者の氏
名の聞き方

3. 4. 3. 機器の清掃

[チェックポイント]

1. 選挙人の投票行為により付着したゴミや汚れは、投票の秘密保持の観点から、事務従事者が定期的に清掃すること
2. 投票カードに付着したゴミや汚れについても、適宜清掃すること

[解説]

1. タッチパネル端末における選挙人の指紋等、選挙人の投票行為により付着したゴミや汚れがそのままであると、選挙人が誰に投票したかが分かってしまったり、他の選挙人の投票行動に影響を与えたりする可能性もあることから、事務従事者が定期的に清掃する必要がある。
2. 投票カードは、多くの選挙人が使用するため、汚れ等が付着しやすく、投票カードの IC チップに影響を与えて投票ができなくなるおそれ等があるので、適宜清掃することが必要である。

3. 5. トラブル時の対応

3. 5. 1. 当日のトラブル対応方策

[チェックポイント]

1. 電子投票機に係るトラブルが発生した場合には、選挙管理委員会事務局本部が、投票管理者からの報告を受けて状況を把握し、適切な指示を行うこと
2. 発生したトラブルに迅速に対応し、誤った復旧作業等による二次被害を防ぐための連絡、報告体制を確保すること
3. トラブル発生時に混乱を招かないようにするため、想定されるトラブルについては、対応マニュアル等を作成しておくこと
4. 発生したトラブルとその対応、復旧状況については選挙人に対して明確に説明すること
5. 電子投票機が投票を終了しないまま放置されていると投票管理者が判断した場合は、投票立会人の立会いのもとに投票を終了させるなどの適切な処置を行うこと

[解説]

1. 電子投票機等に係るトラブルが発生した場合には、投票所ごとの対応とせず、投票管理者が選挙管理委員会事務局本部へ報告し、事務局本部が状況を把握した上で、適切な指示を行う。そのために選挙管理委員会本部で適切な指示が行える体制を整えておく必要がある。
2. トラブル発生時には、迅速な対応を促し、誤った復旧作業等による二次被害を防ぐ必要がある。電子投票機にトラブルが生じた場合の基本的な対応は概ね次のとおりである。
 - ①投票立会人の立会いの下、投票管理者が、その電子投票機を投票できない状態にする。
 - ②トラブルが発生した際に、電子投票機の操作を行った選挙人に投票させる必要があるかを明確な手段によって確認し、投票させる必要があるときは他の電子投票機を使用して投票させる。
 - ③トラブルの発生した電子投票機を投票立会人の見通すことができる適当な位置に移動する。
 - ④予備の電子投票機を設置し、投票立会人及び予備の電子投票機設置後における最初の選挙人の立会いの下でゼロ票確認を行い、電子投票機を投票できる状態にする。
 - ⑤上記の作業中に選挙人が滞留した場合には、事情を説明して投票所内で待ってもらう。仮に投票しないで退出しようとする選挙人がいた場合には、氏名等を聞き取って記録しておき、復旧した段階で投票を呼びかける。

3. 想定されるトラブルについては事前に対応マニュアル等を作成し、混乱を回避すること。また、想定外のトラブルが発生した場合においても、冷静に対処できるよう、連絡体制等を定めたマニュアルを作成しておくこと。
4. 電子投票に対する信頼性の確保、選挙人の不安払拭のために、発生したトラブルの内容とその対応状況については、選挙人に対して明確に説明することが必要である。また報道機関等に対しても、トラブル内容等について適切に情報提供を行うこと。
5. 投票しようとする選挙人の混乱を招かないため、電子投票機が投票を終了しないまま放置されていると投票管理者が判断した場合は、投票立会人の立会いのもとで投票を終了させるなどの適切な処置を行うこと。投票管理者は、電子投票機の動作確認ランプの状況等についてチェックを怠らないこと。

【実施例】

鯖江市では、選挙当日、メーカーのコールセンターを庁舎内に併設するとともに、「何かあったら、選管！」のスローガンのもと、選挙管理委員会への連絡体制を徹底させた。

大玉村では、想定されるトラブルへの対応について事前にマニュアルを作成して職員に配付説明して対応を徹底した。

3. 6. 投票の終了

3. 6. 1. 記録媒体の取り出し・封印等

[チェックポイント]

1. 投票管理者は、投票立会人の立会いの下で全ての機器を終了させるとともに、電子投票機を解錠して、記録媒体の取り出しを行うこと
2. 全ての記録媒体（原本・複写）は、投票管理者が投票立会人の立会いのもと厳密に封印すること
3. 投票所においては、記録媒体（複写を含む）の読み込みを行ってはならないこと
4. 投票カードについては投票済みであるかどうかを確認し、交付後に投票しなかった投票カードの枚数を調べておくこと

[解説]

1. 投票管理者は、記録媒体（原本・複写）を電子投票機から取り出す場合には、選挙の公正を担保する観点から必ず投票立会人の立会いの下、全ての電子投票機が正常に動作終了したことを確認した上で、電子投票機を解錠して記録媒体の取り出しを行うこと。
2. 記録媒体のすり替え、投票データの改ざんを防止するため、投票管理者は投票立会人の立会いの下、厳密に記録媒体に封印を施すこと。一度封印された記録媒体は、開票が開始されるまで当該封印を解くことはできない。
3. 投票所において、記録媒体（複写を含む）の読み込み等を行うことはできない。また、投票所内で電子投票機から取り出された記録媒体を用いて封印以外の作業を行うことは選挙の適正な管理執行の観点からも許されない。
4. 全ての投票カードは、投票カード発行機により投票済みであるか否かを確認し、投票済みの投票カードと投票未済カードに分け、その枚数を調べておくこと。

[実施例]

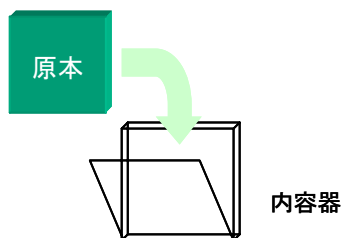
新見市および広島市では、原本と複写それぞれについて内容容器に封印した後、別々の堅牢な送致容器（外容器）に収納し、鍵をかけて開票所に送致した。

広島市では、記録媒体は原本と複写それぞれについて紙帯（新見市ではシールを採用）にて封印し、投票管理者が紙帯に押印した。

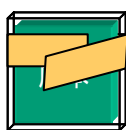
[参考]

図表 電磁的記録媒体の封印の例（広島市）

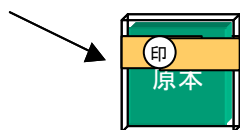
① 原本(複写)を内容器に入れる



② 紙帯し、糊付け



③ 投票管理者の押印



資料 7 「開票事務取扱要領」（広島市）開票事務取扱要領－第 5 「記録媒体・送致箱等の取扱い」

3. 7. 記録媒体の送致

3. 7. 1. 開票所への送致

[チェックポイント]

1. 封印された記録媒体は、原本、複写を別々に堅牢な送致容器に入れて鍵をかけ、他の送致物とともに投票管理者と1人の投票立会人により送致すること
2. 記録媒体の送致に当たっては、送致途中での破損や紛失が生じないよう、厳重に管理すること

[解説]

1. 封印された記録媒体は、原本、複写を別々に堅牢な送致容器に入れて鍵をかけ、投票録や選挙人名簿の抄本、投票箱の鍵など他の送致物件とともに開票所に送致すること。投票管理者は送致漏れ等のないように送致目録を作成すること。
2. 送致途中に記録媒体に破損や紛失が生じないよう、投票管理者は厳重に管理すること。

[実施例]

新見市では、送致目録を作成し、送致物をチェックしてから送致している。

新見市では、送致容器にそれぞれ「第〇〇投票区原本（複写）」と書かれたシールを貼ることにより、他の投票区の容器と混同しないように配慮した。

[参考]

図表 送致物件（新見市）

- ①記録媒体送致箱（原本・複写）
- ②投票箱
- ③記録媒体送致箱および投票箱の鍵
- ④投票録
- ⑤選挙人名簿の抄本
- ⑥投票用紙の残り
- ⑦投票管理者セット一式（投票カード（収納箱付）、運用カード（ホルダー付）、電子投票機の鍵、電子投票機管理票、投票カード管理票）
- ⑧投票を行わないで返却された投票カード（送致用封筒に封入されたもの）
- ⑨投票していないことが発見された投票カード（送致用封筒に封入されたもの）
- ⑩投票所閉鎖時刻後に送致を受けた不在者投票（指定投票区の投票所のみ）
- ⑪その他投票所に使用した諸資材（電子投票機関連機器を除く）

資料4 「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」（広島市） 別記第4 1号様式

図表 カギの保管用封筒 記載例（広島市）

表

広島市長選挙 ○○投票区	記録媒体送致箱 原本(複写)のかぎ 1個 投票立会人(投票管理者) _____ (印)
-----------------	---

裏

① ② ③	
-------------	--

※①は投票管理者、②・③は投票立会人の印を示す。

4. 開票

4. 1. 開票・集計

4. 1. 1. 記録媒体の到着確認

[チェックポイント]

1. 開票管理者は、投票管理者及び送致にあたった投票立会人から（期日前投票分にあつては選挙管理委員会から）記録媒体等の引渡しを受け、全ての記録媒体が開票所に届いたことを確認すること
2. 開票管理者は、全ての記録媒体が間違いなく各投票所及び期日前投票所から搬送され、かつ途中で手を加えられていないものであることを確認するため、記録媒体（原本・複写）の封印状態を確認すること
3. 投票所で発見された投票未済の投票カードがある場合には、その枚数を事前に把握すること
4. 開票管理者は、投票所ごとに全ての記録媒体が問題なく到着したことを確認したら、送致目録と引換えに受領書を交付すること

[解説]

1. 開票管理者は、各投票所の投票管理者及び投票立会人から（期日前投票分にあつては選挙管理委員会から）送致物の引渡しを受けた際には、送致目録と照合し、投票所及び期日前投票所から全ての記録媒体が開票所に届いたことを確認すること。
2. 開票管理者は、全ての記録媒体が間違いなく各投票所等から送致され、かつ途中で手を加えられていないものであることを確認するため、引渡し時に封印状態を確認すること。封印を開封せずに記録媒体の有無が確認できるよう、封印する内容を透明のケースにするなど工夫をすること。
3. 投票者総数と投票総数の乖離を事前に把握するため、投票所において発見された投票未済の投票カードの枚数を把握すること。
4. 開票管理者は到着した記録媒体及び投票箱が正しいものであり、それらをもとに開票を開始することを開票立会人等に対して公表する必要がある。引渡しを終えた投票管理者は、送致目録と引換えに開票管理者の受領書をもらうこと。

[実施例]

広島市では、開票所において、送致物の引渡し時に送致容器（外容器）の鍵を解錠し、透明の内容物の封印を開封しないで、外側からの目視により記録媒体の枚数を確認した。

[参考]

資料6 「投票事務取扱要領」（広島市） 引継書、送致書

4. 1. 2. 開票の実施

[チェックポイント]

1. 開票管理者は、開票開始前までに開票立会人に対し、開票の流れ、開票に使用する記録媒体の枚数、投票時に発生したトラブル等について説明、報告すること
2. 開票開始に当たっては、記録媒体の封印状況について開票立会人の点検を受けること
3. 集計端末の開始確認を行うこと
4. 記録媒体の読み込みは正確かつ確実に行うこと
5. 記録媒体の集計作業と不在者投票等の集計（開票結果入力）作業は別々の端末で行うことが望ましい
6. 出力（プリントアウト）した記録媒体の集計結果は、速やかに開票立会人に回覧すること
7. 電子投票分の集計が終了した後は、当該集計に用いた端末の操作を行わないことが望ましい
8. 記録媒体の読み込み、集計作業は開票立会人から見渡せる位置で行うこと
9. 投票を複写した記録媒体の封印は、記録媒体を用いた集計が行えない場合のみこれを解き、集計に用いること
10. 開票作業は、開票立会人および参観人が進行状況を把握できるように、作業段階の進行を逐次、何らかの方法で情報提供することが望ましい

[解説]

1. 開票開始に先立って、開票管理者は、開票立会人に対し、開票の手順、読み込みを行う記録媒体の枚数、投票時に発生したトラブル等について、事前に説明、報告を行い、開票時に混乱が生じないようにすること。また参観人、報道機関に対しても説明しておくことが望ましい。
2. 開票開始に当たって、投票所から送致された記録媒体が開票開始まで適正に保管され、記録媒体のすり替え、データの改ざん等が行われていないことを証明するため、記録媒体の封印状況を開票立会人に確認してもらうこと。
3. 集計端末についても、開票立会人の立会いのもとで、開始を確認すること。
4. 記録媒体の読み込み途中でのデータの消失を防ぐため、記録媒体の抜き取り等は読み込みが確実に終了してから行うこと。
5. 記録媒体の集計作業と不在者投票等の集計（開票結果入力）作業を同じ端末で行うと、開票立会人や参観人から電子投票分の開票結果の改ざんを行っているのではないかと等の不信感を招きかねないので、記録媒体の集計作業は専用の開票集計機で行うこ

とが望ましい。

6. 電子投票分の集計が終了したら、記録媒体の集計結果に手が加えられていないことを証明するため、当該結果は速やかに開票立会人に回覧し、点検を受けること。
7. 電子投票分の集計結果を開票立会人に回覧し、その点検を受けた後は、当該集計に用いた端末は操作しないことが望ましい。
8. 公正な開票・集計を行うため、記録媒体の集計作業は開票立会人から見渡せる位置で行うこと。
9. 電磁記録投票法第10条第2項の規定により、投票を複写した記録媒体を用いた開票は、記録媒体の原本が破損し又は紛失したことにより、当該記録媒体を用いた集計を行うことが不可能であると投票管理者が認めた場合に限られる。このため、投票を複写した記録媒体は、必要が生じるまでは封印を解かずに保管しておくこと。
10. 電子投票分の開票作業については、開票立会人および参観人が進行状況を把握できるように、逐次、場内放送などを行うことが望ましい。

【実施例】

広島市では受け渡しの確認後、記録媒体の紛失等を防ぐため再び送致容器に入れて施錠し、開票開始まで保管した。

【参考】

- | | |
|-------|---|
| 資料 7 | 「開票事務取扱要領」（広島市）開票事務取扱要領－第5「記録媒体・送致箱等の取扱い」 |
| 資料 12 | 「東山区開票区開票所設営図」（京都市） |
| 資料 13 | 「開票速報」（例） |

4. 1. 3. 開票時のトラブル対応

【チェックポイント】

1. 発生したトラブルに迅速に対応し、開票所に混乱を招かないようにするため、想定されるトラブルについては、対応マニュアル等を作成しておくこと
2. 電子投票に対する信頼性確保のために、発生したトラブルの内容とその対応状況については開票立会人等に対して明確に説明すること

【解説】

1. 発生したトラブルに迅速に対応し、開票所に混乱を招かないようにしなければならない。例えば、万一、記録媒体の原本が読み込めないなどのトラブルが発生した場合には、原本に代えて複写を使用して開票を行うこととなるが、この場合の開票立会人、参観人への説明や複写の封印確認等の手続きなど、事前に想定される事項については対応マニュアル等を作成しておくこと。
2. 開票結果の信頼性を確保するため、発生したトラブル内容とその対応状況については、開票立会人、参観人、報道機関等に対して明確に説明することが必要である。

【実施例】

大玉村では、投開票にかかるトラブルについては、いかなる軽微なものも公表するとの方針に基づき、直ちに内容を掲示することとした（結果として開票に関するトラブルはなかった）。

5. 選挙後

5. 1. 記録媒体等の保管

5. 1. 1. 記録媒体の保管

[チェックポイント]

1. 開票に用いた記録媒体の原本及び複写は、長及び議員の任期の間、選挙管理委員会において保管すること
2. 一旦封印した記録媒体は、法令に基づく手続きによる場合以外はその封印を解いてはならないこと
3. 電子投票機の操作ログを記録した記録媒体は、長及び議員の任期の間、選挙管理委員会において保管すること

[解説]

1. 開票管理者は、開票に用いた記録媒体の原本及び複写を、開票終了後に開票立会人の立会いの下封印すること。選挙管理委員会はこの封印された記録媒体を長及び議員の任期の間保管すること。
2. 上記により封印、保管された記録媒体は、公職選挙法に規定する異議の申出や審査申立てによる再開票など法令に基づく手続きによらないで封印を解くことはできない。
(例えばトラブル原因を検証する等の目的で選挙管理委員会が任意に封印を解くことはできない。)
3. 電子投票機の操作ログを記録した記録媒体は、長及び議員の任期の間、選挙管理委員会において保管すること。なお、公職選挙法に規定する異議の申出や審査申立てによる再開票など法令に基づく手続きによって、操作ログの内容を公開しなければならない場合があります。

[実施例]

広島市では、集計済みの記録媒体（通常は「原本」）と未集計の記録媒体（通常は「複写」）を区別して、開票管理者及び立会人により再度封印した。

5. 1. 2. 機器等の保管

【チェックポイント】

1. 選挙に使用された電子投票機は、異議の申出期間中はどの投票所で使用されたかを明確にした上で、厳重に保管することが望ましい
2. 選挙が公正に行われたことを証明するため、電子投票機の検査報告や動作確認に用いたチェックリスト等は、当該選挙の記録媒体と同様に長及び議員の任期間保存・管理すること

【解説】

1. 機器をレンタルした場合のレンタル期間については前述したが（「1. 2. 2 機器仕様の決定」）、その期間中は、異議の申出等があった場合において電子投票機の動作確認等を行わなければならない事態を想定し、当該電子投票機がいずれの投票所で使用されたものかを明確にした上で、厳重に保管することが望ましい。
2. 選挙が公正に行われたことを証明するため、電子投票機の検査報告や動作確認に用いたチェックリスト等は、当該選挙の記録媒体と同様に長及び議員の任期間保存、管理すること。ベンダーによる検査の報告等も同様である。

【実施例】

大玉村では、投開票に使用した機器類および投票カードは、2 週間の異議申立て期間終了まで庁内に保管した。

新見市では、ベンダーによる自己検査報告および動作確認のチェックリスト等は、当該選挙の長又は議員の任期間、保存しておくこととしている。

第3章 効果的な推進に向けて

前章で示した「手引き」では、条例の制定から電子投票の実施までの事務的な流れについて、項目ごとに整理した。本章では、電子投票をより効果的に推進するための取り組みについて整理する。

1. 住民の意向の把握

1. 1. アンケートなどの活用

電子投票の導入に先駆けて、住民の意向を事前に把握することが望ましい。団体が主催するイベント等において、電子投票の模擬投票などを行いながら、住民アンケートを実施することなどが考えられる。

2. 総合的な計画の推進

2. 1. 総合計画や情報化計画への位置付け

電子投票は、管理執行に当たって全庁的な職員の関与が欠かせない事業である。電子投票を地方公共団体全体の取り組みとしてとらえ、総合計画や情報化計画など上位計画において位置付け、推進を図ることが望ましい。

2. 2. 計画的な推進

電子投票を計画的に推し進めていくために、庁内の関係者で、前章で示した各項目について、事前に「誰が、どのように」実施するのかを、十分検討しておく必要がある。

2. 3. 十分なスケジュールの確保

電子投票導入の意思決定から投票日までの期間は、過去の実施実績と準備作業行程を考慮すると、半年から1年程度の確保が理想である。(これまでの実施団体の結果を踏まえ、期間短縮も可能。)

特に、全庁組織として実施に向けて作業を行えるのは、正式に条例が制定され、予算が成立した後になるため、これらを早目に行う必要がある。また、実務的には、ベンダーの決定以降でないと具体的な準備作業が難しいため、ベンダーの選定を早目に行うことがポイントである。

3. 庁内の体制整備

団体の規模によっては専任プロジェクトチームを設置するケースも考えられる。指定都市においては、検討段階から、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会との役割分担の明確化を図ることが重要である。一方、小規模の団体においては、全職員の協力が不可欠となる。事前検討に当たっては、積極的に現場からの意見を取り込み、現場参加型の体制を整

備することが望ましい。

4. 効果分析

電子投票は新しい取り組みであり、事業評価の実施が重要である。評価すべき内容は、当初に設定した目的、目標の達成度が中心となる。具体的には、以下のような事項が挙げられる。洗い出した項目のうち、事前に評価すべき項目の整理や検証を行い、選挙実施後も、定性的・定量的な効果を分析することが望ましい。

図表 費用対効果の例

項目	具体的評価内容例	事前評価・整理内容例
経済性に関すること	導入コスト、運用コスト	従来方式とのコストの想定比較（調達方法や国の支援措置も考慮し比較）
選挙人の利便性向上に関すること	投票操作、開票結果公表の迅速化等	従来方式の開票時間の想定比較
選挙事務の効率化・迅速化に関すること	開票事務の迅速化	従来方式の開票時間の想定比較
信頼性向上に関すること	疑問票、無効票がなくなること	従来方式の疑問票、無効票数の確認
投票行動に関すること	投票率	従来方式の投票率の確認（年代、地域別等）
電子投票に対する選挙人の意識	導入の賛否、利便性、信頼性等に対する評価	導入前の住民の意識
環境対策に関すること	紙の使用量の削減等	従来方式の紙の使用量
その他の効果	情報化推進	